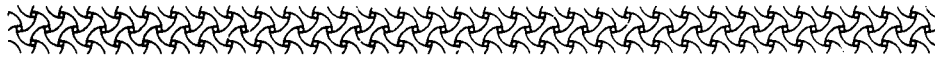




学内広報



2002. 2. 22
東京大学広報委員会



廃寮とした駒場寮

駒場寮廃寮の完結と将来の駒場キャンパス



キャンパスプラザ多目的ホール付近から銀杏並木方向を見たイメージ図

目 次

はじめに	3
I 駒場寮廃寮の経緯	4
1. 計画	
2. 建設	
3. 駒場寮の廃寮前後	
4. 旧明寮建物の明渡し	
5. 旧北寮・旧中寮建物の明渡し	
II 駒場寮をめぐる裁判	7
1. はじめに	
2. 旧明寮建物等の明渡し断行仮処分	
3. 本訴第一審	
4. 本訴第二審・上告審	
5. その他の裁判手続	
III 駒場寮廃寮と将来構想	8
1. CCCL計画	
2. 三鷹国際学生宿舎の充実	
3. 駒場キャンパス東部地区の再開発	
(1) 図書館	
(2) 新福利厚生施設（仮称駒場コミュニケーション・プラザ）	
駒場寮廃寮の経緯（年表）	11
資料編	15
おわりに	23

今回の駒場寮廃寮の特集号は大学院総合文化研究科・教養学部の報告に基づき発行するものである。

はじめに

平成13年8月22日、東京地方裁判所の執行官によって、東京大学の教養学部キャンパス（駒場Iキャンパス）内にある駒場寮建物明渡しの強制執行が行なわれた。東京大学教養学部は、平成3年10月に三鷹国際学生宿舎を建設し、三鷹寮及び駒場寮を順次廃寮にするという方針を提示し、平成8年3月をもって同寮を廃寮にした。しかしその後もこれに反対する学生らが旧寮建物の使用を続けたため、国はやむをえず建物の明渡しを求める裁判を起こした。平成13年8月の執行は、この裁判の判決を受けて実施されたものであり、かくして大学の方針に反して学生が旧寮建物を使うという異常な事態には終止符が打たれた。

学生寮の問題を裁判に持ち込んだことには、様々な批判がある。しかし一連の経緯のなかで、ぜひご理解をいただきたいのは、教養学部としては、学生との話し合いなど、大学としてなすべきことを尽くした上で、なお学生らの旧寮建物の不当な使用が続いたために、やむをえず裁判手続きによったということである。また、裁判がはじまってからも、問題の解決をすべて裁判に委ねてしまうのではなく、学生への説得、話し合いの努力を重ねたということである。

東京高等裁判所の判決が出た昨年5月末以降だけを取り上げても、駒場寮問題で動員された教官数は、のべ1200名に達する。特に8月22日の執行当日には、本郷の80名を越える職員の応援もえて、教養学部のほぼ全教職員が、学部の責任を分担した。

さらに特筆すべきは、三鷹国際学生宿舎特別委員会の存在である。教養学部教官から成るこの委員会は、上記の方針が打ち出された平成3年に設置され、その活動は10年以上に及んだ。この委員会の特徴は、教官の委員会には通常任期があるのとは異なり、任期のない点にあった。このような特別委員会が存在しえたことは、教養学部が学生に対していかに真摯に向かい合ってきたのかを示している。

教養学部は、駒場寮廃寮が、大学の将来にとって正しい判断だったと確信しているが、そのプロセスで大学や学部がとった措置の是非は、最終的には歴史の審判に委ねる他ない面もあろう。学部としては、この記録が、廃寮をめぐる問題に、教職員が労を厭わず取り組んだ記録として読まれることを切望したい。

平成14年2月

大学院総合文化研究科長
教養学部長

古田元夫

I 駒場寮廃寮の経緯

三鷹国際学生宿舎の建設とそれに伴う三鷹寮と駒場寮の廃寮計画が具体化した平成3年10月から、ちょうど10年を経過した平成13年8月、東京地方裁判所による駒場寮旧北寮および旧中寮建物の明渡しの執行が行われ、旧寮建物内の残留者は退去させられた。同時に建物内に残されたおびただしい量の物品も搬出され、平成13年9月末までに引渡し手続を完了して駒場寮の廃寮は完結した。

なぜ10年もの長い歳月を要したのか。この間、関係者も多く入れ替わり、当初の計画から今日に至る経過をすべて把握している者は数えるほどである。しかし、この計画と実行の経験は、教養学部にとってのみならず、東京大学全体にとっても未曾有のものであった。ここにその経緯をなるべく簡潔にまとめて、今後の参考としたい。

なお、平成8年7月15日発行の学内広報No.1071は、全40ページを「駒場キャンパス再開発と駒場学寮廃寮」特集に当てており、駒場寮の廃寮告示直後の時点における、きわめて詳細な資料となっている。以下の経過説明の対象期間の前半はその記述と重なるが、主として平成8年7月以降の動静に焦点を当てながらも、全体の流れの把握を期し、多少の重複はあえて厭わないこととした。

1. 計画

三鷹国際学生宿舎の建設と駒場キャンパスの再整備を目標とする計画が検討された背景は、以下のようである。

- ① 駒場寮と三鷹寮の老朽化が激しく、そのため入寮する学生数も定員の半分にも満たない状況であったこと。
- ② 三鷹寮の敷地は3万平米と広大でありながら、100人規模の寮があるのみのため、昭和63年には会計検査院から不効率利用国有地の指定を受けていたこと。
- ③ 首都圏のアパート・下宿家賃が高騰したため、とくに地方出身の学生が安価で住みよい学寮を求めていること。
- ④ 東京大学で学ぶ留学生数が急増したが、それら留学生に提供すべき宿舎が不足していたこと。
- ⑤ 女子学生の比率が増大し20%に近づいたにもかかわらず、女子寮は白金寮のみで不足していたこと。
- ⑥ 駒場キャンパスには9,000人を超える学生が所属しているが、そのための福利厚生施設はあまりに貧弱であり、キャンパス全体の再開発が重要課題であったこと。

そこで、以下のような構想が作られた。

- ① 定員1,000人の学生宿舎を三鷹に建設する。
- ② 日本人学生と留学生の混住とし、比率は7対3とする。いずれも女子学生を含む。
- ③ 学生の要望を踏まえ、個室を基本とする。
- ④ 建物の管理責任は大学が負う。留学生以外の入居選考は教養学部が、留学生は東京大学留学生交流委員会が担当する。
- ⑤ 年次計画の進行に伴い、三鷹寮・駒場寮は順次廃寮とする。

平成3年8月に、この計画に予算がつく可能性が急浮上した。そこで計画が具体化され、同年10月9日の教養学部教授会に諮られた。教授会では異議なく承認され、同時に三鷹国際学生宿舎特別委員会（三鷹国際学生宿舎の建設および旧駒場寮・三鷹学寮の廃寮に伴う業務を行うために設置された学部内委員会）が設置された。さらに15日に開かれた評議会で基本方針が承認されたことを受け、三鷹国際学生宿舎特別委員会はただちに学生自治諸団体に基本方針を説明した。またその内容を「21世紀の学生宿舎を目指して」という文書として、学生に配布した。

学生自治団体の反応は、「予算要求を1年待て」とか「三鷹国際学生宿舎を建設し、駒場寮も残せ」というように不明確だったので、学部は教養学部の全学生から1割を無作為抽出しアンケートを実施した。その結果は、計画推進に賛成するものが72.4%、反対が4.3%であった。これを受けて学部は平成4年1月に計画推進を決意し、以降、特別委員会は学生自治団体と精力的に話し合いを重ねた。

平成4年5月の駒場寮総代会では、

- ① 三鷹に自治を保障し学生の要求を反映した新寮を作れ
- ② 困窮学生を救済し、サークル・クラスなどの自主的活動を保障するため、駒場寮の一方的廃寮に反対という決議がなされた。同年6月の学生自治会代議員大会でも、ほぼ同内容の決議が可決された。

そこで学部は、困窮学生の救済と自主的活動の場をキャンパス内に確保するという措置を取ることににより、「一方的な廃寮」にならないよう配慮しながら計画を進めることとし、同年10月に三鷹国際学生宿舎の第1期工事に着手した。

2. 建設

三鷹国際学生宿舎の第1期工事は、平成5年5月に完成した。同年6月からA棟とB棟への入居が開始され、旧三鷹寮の寮生全員は新宿舎に移住して三鷹寮は廃寮となった。

第2期工事は平成5年8月に着工され、平成6年には完成して、4月からC棟への入居が、10月からD棟への入居が開始された。また、同年8月には共用棟が竣工した。並行して、第3期工事は平成6年3月に着工され、平成7年初めには完成し、同年4月からE棟、F棟への入居が開始された。A棟からF棟までで605室が整備されたことになる。この時点で、旧三鷹寮と駒場寮を合わせた人数分の部屋が確保されたので、駒場寮の入寮募集は平成7年3月末をもって停止し、駒場寮は平成8年3月末で廃寮とすることとなった。しかし、当初の建設予定の1000室に対しては、なお約400室が未達成であり、今後の重要課題として残されている。

駒場キャンパスの再開発計画は平成5年に「CCCL (Center for Creative Campus Life) 駒場」構想としてまとめられ、11月に文書として発表された。この構想に

基づき、また駒場寮の廃寮に伴う学生の自主活動の場の要求に応えるため、福利厚生ゾーンにおける施設の整備が進められた。平成7年11月にシャワー棟の建設が、平成8年1月に伝統文化活動施設「柏蔭舎」の建設が着工され、いずれも同年5月には利用が開始された。

さらに、新たな課外活動施設の建設が計画され、キャンパスプラザという名称でサークル棟2棟と多目的ホール1棟を作るという構想が策定されたが、それに対し平成8年度の予算が付いた。しかし、キャンパスプラザ完成までの期間のサークル活動に支障を生じないようにするための過渡的な措置として、「仮サークル棟（プレハブ棟）」3棟を賃借契約により設置することとした。これに対し、一部駒場寮生等は平成8年1月に開かれた入札説明会の会場に乱入して入札を阻止し、また工事着工後は学外者を含めたグループが激しい工事妨害を行なった。そのためこの工事期間中、駒場の教職員は連日三交代で建設現場の監視・作業支援を行い、さらに三鷹国際学生宿舎特別委員会が駒場寮委員会と4日間連続の話し合いを行って、ようやく学生等は妨害を中止し、3月にプレハブ棟は完成した。

キャンパスプラザは、後述する旧明寮建物明渡しおよび解体が完了した後、平成9年7月に着工された。平成10年4月にはA棟、B棟、C棟（多目的ホール）とも竣工し、6月に開館した。これに伴い、プレハブ棟は解体・撤去された。

このように駒場キャンパス再開発計画は、工事妨害などの紆余曲折を経ながらも、着実に進められてきている。

3. 駒場寮の廃寮前後

三鷹国際学生宿舎や駒場キャンパスのキャンパスプラザをはじめとする施設の建設は、工事妨害や予算の制約などにあいながらも比較的順調に推移したが、駒場寮の廃寮には予想外の時間と関係者の多大な労力を要した。

平成7年4月からの入寮募集停止措置にもかかわらず、駒場寮生らは「自主入寮募集」と称して平成7年度以降も学生を入寮させた。

平成8年4月1日、東京大学は駒場寮を廃寮し、旧駒場寮の建物・備品の管理は教養学部が行う旨、学部内の教職員および学生に通知した。2日には特別委員会と学生委員会が建物内に赴き、退去を勧告するとともに、電気・ガスの停止を通告した。その後も学部は退去を促す説得活動を続け、8日には電気・ガスの供給を停止した。しかし、8日から開始した渡り廊下の解体工事は、妨害により中断をやむなくされた。

廃寮前の4ヶ月間に、駒場寮問題をテーマとする学部長と学生自治会および駒場寮委員会の代表による公開の話し合いが3回もたれたが、工事中断という事態を受け、同じ形式の学部長と学生代表との公開の話し合いが4月15日に開催された。それ以降、5月中旬まで連日のように特別委員会と旧駒場寮委員会と話し合いが続けられた。この間、建物の一部を残すことや旧駒場寮自治会の自治団体としての活動の継続などの可能性が探られたが、最

終的に寮側は一步も妥協せず廃寮の白紙撤回を要求するという結論を出し、交渉はもの別れに終わった。

話し合いがこれで断絶したわけでは決してない。解決へ向けての努力はその後も続けられ、特別委員会が寮自治会や学生自治団体と駒場寮問題の解決に向けて行った話し合いは、全期間で通算すると400回近くにのぼる。

一方で、廃寮反対を唱える旧寮生等は、学外者多数を含めて、ことある毎に学部長室のある101号館（事務庁舎）に抗議行動と称して集団的に押しかけた。その折には長時間にわたって大声を発し庁舎内への侵入を図るなど、教職員に多大の負担をかけ、事務作業を滞らせる結果をも招いた。特別委員会はこれらの抗議行動に対してその都度対応し、また事務職員は交代で継続的に101号館玄関の警備に当たることを余儀なくされた。特に平成8年6月14日には、昼過ぎから続いた抗議行動が翌日午前3時過ぎまで継続し、15日午前0時過ぎには、学生に対応した永野三郎教授が救急車で病院に搬送されるという事態も生じた。学部は、こうした事態に鑑み、話し合いのみでの解決の見通しは立たず、並行して法的手段による解決をも考慮せざるをえないと判断した。これを受け、同年6月の教授会で法的措置を採ることが承認され、同年7月の評議会でその方針が了承された。

この動きを知った旧駒場寮委員会と学生自治会は、同年8月に弁護士数名からなる弁護団を結成した。

4. 旧明寮建物の明渡し

平成8年9月に法的措置の第一弾として、東京地方裁判所による占有移転禁止の仮処分が執行された(資料1)。翌平成9年2月、東京法務局から東京地裁に旧駒場寮建物の明渡し断行仮処分の申し立てが行われ、3月29日、旧明寮建物に対し仮処分が執行された。旧駒場寮建物に宿泊している学外者の一人が、執行立会いの学生委員長の顔に熱いコーヒーをかけるといった事件もあったが、執行不能と宣言された3室を除き、執行は完了した。同年4月10日に、残る3室に対し第2次の明渡し断行仮処分が執行され、旧明寮建物は大学によって封鎖された。

旧明寮建物の解体工事のためのフェンスを建てることは、まず3月30日に着手されたが妨害にあって阻止された。工事妨害を警告し、またそのような行動を今後取らぬよう説得するための話し合いが、特別委員会と旧寮自治会との間で続けられたが、最終的にはもの別れに終わった。4月12日に工事を再開した際、当初はかなりの抵抗があったが、昼前から妨害が収まり、当日中にはほぼ完了した。

さらに、キャンパスプラザの着工前に、多目的ホール建設のためのフェンス工事が平成9年6月28日に行われた。そこでは、渡り廊下と旧北寮東側庇の撤去が必要だったが、それに対し旧寮建物残留者とそれを支援する学外者による激しい妨害があった。しかし、抵抗を排除してようやくフェンスは立ち上がった。同時に、旧寮風呂が解体された。6月30日には旧明寮建物の取り壊し工事も完了し、すでに述べたように翌7月にキャンパスプ

ラザ建設工事が開始された。

旧明寮建物を使用していたサークルはほぼプレハブ棟に入り、一部の残留居住者や団体は旧北寮・旧中寮建物に移った。違法な新規入寮を停止せよとの学部による度々の警告にもかかわらず、旧駒場寮委員会は「自主入寮募集」を続け、実際に新たに「入寮」する者が毎年20—30名程度あった。しかしそれだけでは、旧明寮建物を明渡した後でも多くのスペースが余るため、旧駒場寮委員会はサークル利用を名目に多くの学外者を居住させた。さらに、平成10年頃からは学生自治会と協同して「クラスルーム」への貸し出しを拡大させるに至った。これらの勝手な使用のために、旧寮側は供給が停止されている電気を様々な手段で手に入れようとした。平成8年4月の給電停止直後は、プレハブ棟から盗電を始めた。多くの電気コードが地上に這い漏電の危険があったので、通行にも障害があったため、学部は度々警告を発した後、平成8年6月に教職員がコードリールを撤去保管するという作業を行った。その後旧寮側は、旧寮食堂の通称「南ホール」などから、盗電を続けた。これに対しても、警告を繰り返し、また南ホールの電源を停止するなどの措置も取ったが、何者かによって復旧されるなど、いたちごっこが続いた。南ホール自体のサークルによる利用は、解体までの経過措置として学部も認めていたため、全面的に電気を供給停止にするという訳にはいかなかったという事情もある。

平成10年9月3日、南ホールにおいて不審火による火災が発生した。消防車11台により鎮火したが、危険のため南ホールの電源を切断した。これに対し、旧寮委員会から復旧を求める激しい抗議活動などがあったが、学部は南ホールを閉鎖し、平成11年2月に、旧寮食堂の建物全体の解体工事に着手、3月には工事を完了した。

この間、旧寮側は生協、ロッカールーム、体育館などからの小規模な盗電を企てたが、学部が強く阻止の意思を見せたこともあって断念し、代わりに燃料駆動の発電機を密かに持ち込み、旧北寮・旧中寮建物に配電し始めた。

5. 旧北寮・旧中寮建物の明渡し

平成9年10月、国は旧駒場寮建物内に居残る学生や学外者に対して、明渡しを求める裁判を東京地方裁判所に提訴した(資料2)。原告は国、被告は平成8年9月および平成9年8月に行われた占有移転禁止の仮処分執行の際に占有が認められた43名の個人(学外者を含む)と、旧駒場寮建物内に事務局をおく「駒場寮自治会」、全日本学生寮自治会連合、東京都学生自治会連合の3団体である。前年に旧駒場寮委員会と学生自治会が結成した弁護団は、平成8年9月に行われた占有移転禁止の仮処分に対しての異議申し立てや、平成9年の国による明渡し断行仮処分の申し立てに対する審尋における陳述などの法廷活動を担当してきた。本訴を受け、被告側はこの弁護団を10名を超える規模に拡大した。以降、駒場寮廃寮反対勢力も、運動の重心を裁判闘争に置くことにな

る。

平成9年12月第1回の口頭弁論が開かれ、以降平成12年3月の口頭弁論で結審するまで、13回の公判が開かれた。平成12年3月28日に東京地方裁判所の判決が出され、国の全面勝訴となった(資料3)。被告の旧北寮・旧中寮建物の明渡しを命ぜられ、仮執行の宣言も付された。しかし、被告は東京高等裁判所に控訴すると共に、3000万円の保証金を積んで仮執行の停止を申し立て、それが受理された。

東京高等裁判所における第1回の口頭弁論は同年8月に行われ、以後平成13年4月に結審するまで6回の公判が開かれた。平成13年5月31日に東京高等裁判所の判決が出された。その内容は一審の判決をほぼ全面的に支持するものであり、仮執行の宣言が付されている(資料4)。

判決を受けて、学部は寮側に対し自主的に退去するよう、連日のように旧寮建物前で建物に出入りする学生に呼びかけ、また2度建物に立ち入って説得した。さらに7月12日には、学部長と学生自治会・旧駒場寮自治会の代表との公開の話し合いを行った。そこで学部長が寮側に7月27日までに自主退去するよう呼びかけた(資料5)。

旧駒場寮委員会は7月19日、「学部から新たな提案があれば自主退去する」という文を含む交渉要求を出してきた。それを受けて学部は、評議員を代表に一部の特別委員で構成した話し合いの窓口を作り、自主退去に向けた話し合いを続けた。7月24日から8月1日まで4回の話し合いをしたが、合意に至らなかった。

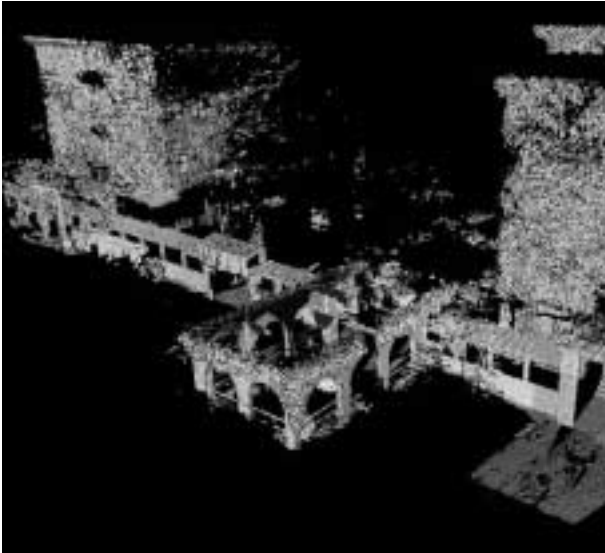
8月8日には、東京地方裁判所の執行官による占有移転禁止の点検執行と明渡しの催告が行われた。このときに強制執行は8月22日であることが宣言された。

評議員を窓口とする話し合いは明渡し催告後も続けられた。しかし、8月13日の話し合いは、終了予定時間の午後8時を過ぎ席を立とうとした教官3名を、学外者を多数含む旧寮占拠者が押しかけて拘束し、翌日未明の5時近くによろやく解放するという異常なものとなった。その後、8月15日にも話し合いがもたれたが進展はなかった。これとは別に、教官有志による説得活動も並行して続けられたが、強制執行前の自主退去を促すこれらの努力は結局実らなかった。

8月22日は早朝に台風が関東に上陸する中で、強制執行が行われた。執行前の旧寮建物内には学外支援者など含め100名以上が留まっていたが、ぎりぎりまでの多方面からの説得の効果もあって、執行官が執行に着手するとともに、10名足らずの者を残し、建物外に出た。そのため、執行はそれほどの混乱もなく進行したが、建物外に出た占拠者たちは夕方まで寮建物前の道路や101号館前の広場を占拠し、対応する教官をつるし上げたりシュプレヒコールを繰り返すなどして騒いだ。

旧寮建物内に残された荷物は、おびただしい量であった。これらは執行の目的外動産として搬出保管されたが、その搬出作業は22日中に終了せず、翌23日も朝から作業が続けられ、完了したのは24日の未明であった。さらに控訴人からの請求による返却作業には駒場のスペースが

不十分なため、すべての荷物を六本木の旧物性研究所跡に移動させ、そこで9月の中旬まで返還手続きが行われた。返還終了後、さらに残った荷物の競売が実施され、入札者がなかったために残った荷物は廃棄処分となった。駒場寮廃寮に伴うすべての処理が完結したのは9月26日である。



レーザー測定データによって再現された旧駒場寮建物(1)
(生産技術研究所池内研究室提供)

II 駒場寮をめぐる裁判

1. はじめに

平成8年3月31日をもって旧駒場寮は廃寮となったが、同日以降も、教職員による退去の説得にもかかわらず一部の旧寮生と支援者は旧駒場寮建物からの退去を拒み建物内に住み続けた。そのために旧駒場寮の廃寮を前提に作成された駒場キャンパス再開発計画の進行が著しく阻害される恐れがうまれ、そこで国は裁判所に訴えて事態の打開を図るとの方針を採用した。具体的には、事態の緊急性に鑑みて旧明寮建物については仮処分によって、また旧北寮および旧中寮建物については本訴によって明渡しを求め、実現した。

2. 旧明寮建物等の明渡し断行仮処分

旧寮建物からの退去拒否によって、平成8年度予算によって旧寮建物跡地に大学が建設を予定していた学生用福利厚生施設「キャンパス・プラザ」の建設に着手できなくなった。そこで、国は東京地方裁判所に対して、「駒場寮自治会」、旧寮生等（「駒場寮自治会」等）を相手どって旧駒場寮建物3棟の明渡しの仮処分申請を行った。しかし、裁判所での審尋において、建設予定の「キャンパス・プラザ」と敷地が直接に重ならない部分について仮処分が認められる可能性が低いことが明らかになったため、「キャンパス・プラザ」と敷地が直接に重なる旧明寮建物、旧明寮建物と旧北寮建物の間の渡り

廊下および旧明寮建物の底部分（「旧明寮建物等」）以外については仮処分申請を取下げ、旧明寮建物等について仮処分が認められた。

仮処分では、①大学による廃寮決定の違法性と②保全の必要性が争点となった。①については、債務者である「駒場寮自治会」等は、「駒場寮自治会」の同意を得ず、また学生らの意見が十分に反映されていない廃寮決定は無効である旨を主張した。この点について裁判所は、「東京大学においては、大学の自治の概念に一定の限度で学生の自治（学生の参加）の観念を含ませ、その意見を尊重する慣行が成立していたことを認めることはできよう」が、学生の自治から「駒場寮自治会」等の占有権原や駒場寮廃寮に関する学長の権限が制約される等の根拠になるかは明らかではないとした。

②について裁判所は、「キャンパス・プラザ」の早期建設には相当の公共性があり、「旧明寮建物等」が取り壊されない限り、「キャンパス・プラザ」の建設は不可能であり、ひいては研究教育施設整備計画の進行に支障をきたし、「キャンパス・プラザ」建設が平成8年度予算に計上されている関係上平成9年7月頃までに着工できる見通しがたたないと予算を返上しなければならないと認定して、仮処分の必要性が相当に高いと判断した。また合わせて裁判所は、旧駒場寮建物における漏電事故等の危険性、ひいては建物管理上の危険性を指摘して仮処分の公益性を認めた。なお、裁判所は旧寮生等については三鷹国際学生宿舎への入寮が用意されていたこと等を挙げ、旧寮生等に発生する不利益が小さいとも認定した。

①こそが、廃寮をめぐる主要争点であり、裁判所でも繰り返し議論された。仮処分決定において、裁判所は、学生の自治を根拠に廃寮の違法性を説く旧寮生等の主張の根拠が明らかでない指摘した。

3. 本訴第一審

仮処分申請を取り下げた旧中寮および旧北寮建物については、国は「駒場寮自治会」等を相手どって、明渡し請求の本訴を平成9年10月1日に東京地方裁判所に提起し（資料2）、平成12年3月28日に勝訴の判決を得た。第一審では、13回の期日が持たれ、三鷹国際学生宿舎建設および旧三鷹寮・旧駒場寮廃寮についての学部の責任者であった永野三郎教授の証人調べも行われた。

裁判では、再び大学の行った廃寮の違法性が主要争点となるとともに、大学の自治に関わる事項について裁判所の権限が及ばないことが、被告「駒場寮自治会」等から主張された（それ以外に被告旧寮生等の占有の在り方も問題になったがこの点は省略）。裁判所は、まず「大学の自治」自身が法的な概念だとして裁判所の判断自体が大学の自治を侵すものではないと判断する。そのうえで主要争点に移る。

裁判所は、駒場寮の管理の自治について一定の慣行があったことを認めながらも、国有財産中の行政財産に当たる旧駒場寮建物の管理権限を委譲するためには法律上

の根拠が必要であるが、それがない以上は管理の自治についての一定の慣行によって東京大学が「駒場寮自治会」に対して駒場寮建物の管理権限を委譲したのではないと判断する。また慣行に基づく占有権原の被告の主張についても、法令に反する慣行によって占有権原を根拠づけることはできず、また賃貸借類似の契約があったとする被告の主張についても、行政財産について私権を設定することは法律上許されないと判断して被告の主張を退けた。他方、平成7年の大学の廃寮決定は、学長の行政処分と考えられ、行政不服審査法に基づく不服申し立てを行なうことなく無効の主張をすることは許されないと判断して、廃寮決定の有効性を肯定した。また廃寮決定や裁判所への提訴が権利濫用に当たり無効だと被告らの主張も、裁判所は大学の決定が適法であり、他方被告らは占有権原を欠くにもかかわらず占有を続け、また新たに占有者を増やすなどしていると認定して、被告の占有は法的保護に値しないと断じた。

法律関係の確定的な判断を行わない仮処分決定の性格上、旧明寮建物等明渡し断行仮処分決定では廃寮手続の適法性が確定的には示されなかったが、この第一審判決は、明確に廃寮決定の適法性・有効性を結論し、大学側の廃寮決定手続に法的な問題がなかったことを明らかにした。建物明渡しの第一審判決では、控訴されても対象建物の明渡しを執行できるという仮執行宣言は通常は付されない。このような仮執行宣言が本件で付されているという一事をもってしても、国側の主張の正当性がきわめて明白だと裁判所が判断したことが分かる（資料3）。

4. 本訴第二審・上告審

第一審で仮執行宣言が付されたにもかかわらず、被告「駒場寮自治会」等は第一審判決を東京高等裁判所に控訴するとともに、保証金を差し出して仮執行宣言の執行停止を得、舞台は東京高等裁判所に移った。

東京高等裁判所は平成12年8月から審理を始め、平成13年4月に審理を終結し、同年5月31日に判決を下した（資料4）。

控訴審判決でも被告「駒場寮自治会」等は廃寮手続の違法性等を再び主張したが、裁判所は、もっぱら被告の占有の有無に関心を向け、被告の一部3名について、彼らが旧駒場寮建物を占有していた証拠がないとして原告の請求を当該3名について退けたほかは、残りの被告43人と「駒場寮自治会」等3団体については第一審判決を維持し、さらに第一審判決と同様に仮執行宣言を付した。被告「駒場寮自治会」等の占有権原の不存在や大学の廃寮決定の適法性・有効性については、第一審判決を完全に踏襲したものであった。

第二審の仮執行宣言についても被告は執行停止を申し立てたが、第二審の仮執行宣言の執行停止要件は第一審の場合より厳しいために却下され、第二審の仮執行宣言に基づいて、同年8月22日に明渡しの強制執行が行われた。

被告は東京高等裁判所判決後時を置かずに最高裁判所

に上告したが、平成13年12月21日に最高裁判所は、上告が「事実誤認又は単なる法令違反」を主張するものによらないとして上告を退け、旧駒場寮建物の明渡しに関する裁判手続は名実ともに終了した。

5. その他の裁判手続

旧駒場寮廃寮に付随して、建物を占拠した元寮生達が、大学または教員を提訴した事件も2つあった。

第一は、個人損害賠償および国家賠償事件である。平成11年6月28日に、キャンパスプラザ建設のために、明け渡し断行仮処分によって、旧明寮建物とともに明け渡された旧北寮建物と旧明寮建物を繋ぐ渡り廊下、および旧北寮建物の庇部分の取り壊し工事を開始したところ、旧北寮建物および旧中寮建物を占拠する元寮生や支援者が工事を妨害した。この妨害に際して、元寮生A、Bらが大学教官およびガードマンによって暴行を受けたとして、永野三郎教授他2教官とガードマン会社に損害賠償を求める訴えを東京地方裁判所に提起した。永野三郎教授他2教官に対する訴えは間もなく棄却されたために、A、B両名は新たに3教官の使用者である国を裁判所に提訴した。国およびガードマン会社に対する訴訟は平成13年末現在、裁判所に係属中である。

また平成10年に大学側が旧寮建物への電気供給を完全に停止したために、旧寮建物を占拠する元寮生は、大学および東京電力を相手どって電気供給の復旧を求める仮処分申請を東京地方裁判所に対して行った。裁判所は同年12月24日に、不法な占有を継続しているにすぎない旧寮生に旧駒場寮建物を占有し電気を利用することについて法的保護が与えられるいわれはない等として、仮処分申請を却下した。



レーザー測定データによって再現された旧駒場寮建物(2)
(生産技術研究所池内研究室提供)

Ⅲ 駒場寮廃寮と将来構想

総合文化研究科・教養学部は、全学の支持を得て名実ともに廃寮が完結した今、駒場寮跡地の再開発計画を推進し、駒場キャンパス将来構想を具体化することが、三

鷹国際学生宿舎を当初目標通り1000戸へ増築することともに、自らに課せられた重い責任であると改めて痛感する。

駒場寮の廃寮が、10年ほど前に動きだし現在も進行しつつある駒場キャンパス将来構想の一環として行われたということは幾度強調してもしたりない。つまり断じて廃寮のための廃寮ではなかったのである。

駒場では、教育と研究の両面にわたるよりよい体制と環境づくり、そして学生生活の充実を三本柱とする大がかりな将来構想が練られてきた。そのうち大学院重点化、新カリキュラムの制定など、研究、教育面の改革は順調に進行したが、キャンパス再整備、快適で経済的負担の少ない居住環境づくり、サークル活動など課外活動の場の拡充を目指した三本目の柱である学生生活関連は、執拗な廃寮反対運動の抵抗にあって計画の立案、実行が大幅に遅れることになった。

1. CCCL計画

将来構想の福利厚生施設関連に関する部分の歴史を簡単に振り返っておくと、教養学部は、今をさかのぼる平成5年11月、すでに始まっていた三鷹国際学生宿舎建設と平行して、CCCL (Center for Creative Campus Life) 計画を提案した。CCCL計画とは、旧駒場寮の跡地およびその周辺に、キャンパス全体の再開発のマスタープランに則りつつ、緑豊かな自然を生かした風致地区を整備しながら、駒場キャンパスに通う1万人に上る学生と教職員が必要とする福利厚生施設を建設しようというものである。現在までに伝統文化活動のための柏蔭舎、シャワールーム棟、キャンパスプラザA・B棟、C棟が、いずれもこのCCCL計画にそって建てられてきた。しかし、肝心の中心に旧駒場寮建物が残っていたために本格的な建設は始めることができなかった。教養学部がCCCL計画を提示するに当たって、掲げた原則は情報の公開を重んじることであり、広く学生、教職員の声を取り入れながら計画を実現していくということであった。

学生会館、生協食堂、購買部や新学生会館の建て替えと、新たにスポーツ活動施設(スポーツスクエア)、美術館・多目的大ホールの建設などが当初の計画に含まれているが、それらは決定的なものでなく、キャンパス全体の声を聞きながら、ランドデザインを変えることもありうるという方針である。

また、教養学部図書館が手狭でゆっくり勉強もできないのをなんとかしてほしいという学生の切実な要望を入れての、情報関連施設を含む新しい構想に基づく新図書館1期棟の旧一研(南寮)跡への建設が、平成14年春の竣工へ向けて進行中である。これはCCCL計画の当初の構想には含まれていなかったのだが、これについては後の箇所に触れることにする。

2. 三鷹国際学生宿舎の充実

三鷹市新川地区の広大な三鷹寮敷地は平成元年に不効率利用国有地の指定を受けたが、もはやそれは昔話で、

その同じ場所に平成7年以来すでに605人分の宿舎と共用棟が立ち上がっている。そして、そこでは駒場キャンパスの前期課程と後期課程の男女学生、チューター役を務める全学の男女大学院生、そして全学の男女留学生在、一緒に生活している。今現在の比率はおおよそ留学生在が30パーセント、女子学生が20パーセントである。全室が、今の学生たちの希望を入れて個室であり、電話、冷暖房、シャワー、トイレが備わり、簡易ながら台所もついていて、自炊ができるようになっている。また各階には共同で利用できる談話スペースが用意され、各棟2、3階に洗濯室が備わっている。共用棟には事務室が置かれているが、多目的ホールも設けられており、講演会やパーティーなどに利用されている。敷地内には、テニスコートもある。さて電気、給湯、冷暖房の費用の支払いにはプリペイドシステムが取り入れられている。寄宿料を含む住居費全体は、光熱費の使い方によって変わってくるが、月額1万2千円から1万5千円の間である。

21世紀の国際レベルを満たすこの三鷹国際学生宿舎は、すでに開設以来8年の星霜を経て、地元の三鷹市にもとけ込み、地域住民との交流をも深めながら新しい国際コミュニティの歴史を刻んできている。学生たちの組織である三鷹国際学生宿舎自治会もきちんと活動している。入居審査は大学が行っているが、その決定に異議があるとき、自治会は大学に対して不服を申し立てることができるようになっている。現在まで不服がとなえられたことは一度もないのだが。

当初の公約を実現するためには、なお400人分の建物と第二共用棟を建設しなければならない。現在の経済不況下にあつて、安くて快適な宿舎を求める学生・留学生在はますます増え、入居応募者も急増している。

三鷹国際学生宿舎建設の原資であった旧駒場寮建物が壊れないまま、建設が途中でストップしていたが、その障害が取り除かれた今、安価な宿舎を必要としている学生・留学生的のために、一日も早い増設を行わなければならない。

3. 駒場キャンパス東部地区の再開発

さて三鷹国際学生宿舎建設と並ぶ、あるいはそれ以上に緊急の課題が、旧駒場寮跡地を含む駒場キャンパス東部地区の再開発である。1万人にも上る学生教職員であふれかえる駒場キャンパスの弱点は、なによりもまず福利厚生施設の貧弱なことであろう。昼時になると、教室からはき出された学生が生協食堂へ群がるが、全員を収容するスペースがないため、建物の外階段に腰掛けて弁当を食べる学生たちがたくさんいる。ただし、この悲惨な光景は福利厚生施設の貧弱さの一端を物語るものでしかない。教官や研究者が研究成果を交換しつつ食事をとるスペースは皆無だし、研究や勉学や仕事を終えた後で、くつろげる場所はどこにもない。授業以外に運動部やスポーツ系のサークルに属していない学生や教職員が体を鍛えることができるようなトレーニング施設も用意されていない。真に創造的なキャンパスライフには、研究と

教育を支えるために、そうした心身をリフレッシュさせるための施設が不可欠である。学生数が少なく、駒場キャンパスが今ほど手狭でなかった時代には、緑の多い広いスペースが、施設の不足を補ってくれていた。しかし、いまでは多機能の福利厚生施設を効率よく建物に配備する工夫を凝らさないかぎり、狭いキャンパスで多数の構成員のニーズに応えることはとうていできないのである。

総合文化研究科は、駒場寮廃寮が完結したいま、同じキャンパス内の数理科学研究科と連携しつつ、全構成員に開かれた「コミュニケーション」と「共生」という新たな理念をかかげて、CCCL計画に正面から取り組もうと考えている。「共生」とはキャンパス東端の湧水池である通称一二郎池周辺の豊かな自然との共生、駒場の過去の歴史と現在の共生、多世代の共生、地域との共生、国際社会との共生である。これらに資する施設を駒場キャンパス東部地区に立ち上げ、豊かなキャンパスライフを実現したいと考えるのである。冒頭で触れたキャンパスプラザをはじめとする既設の施設も、この理念の下にそれらを取りまとめる中心的な建物（仮称駒場ファカルティー会館）が完成してはじめて、その本来の役割を果たすことになるであろう。

(1) 図書館

現在、当初のCCCL計画には含まれていなかった教養学部図書館が、旧一研跡に建設中だが、福利厚生施設以外は建設しないはずの東部地区に図書館を建てることについてはいろいろ議論もあった。しかし、発想を変えて、そういう地区にこそふさわしい図書館を建て、国際的発信の可能な知をはぐくむことこそ大事だと考え、総合文化研究科と数理科学研究科の接点となる位置に新しい知の拠点を建設することで合意がなったのである。新図書館は、滞在型複合図書館、開放型図書館といった理念の下に矢内原公園の自然、一二郎池の自然と調和し、正面入り口となる北面では、新たな福利厚生施設との間にできる予定の巨大なオープンスペースでフォーラムを形成する。図書館の第二期工事が完成すれば、音楽演奏も可能な視聴覚ホールにもつながって、かつてない駒場図書メディアセンターを形作り、それがゆるやかに他の福利厚生施設とつながって東部地区に新たな重心を生み出すのである。

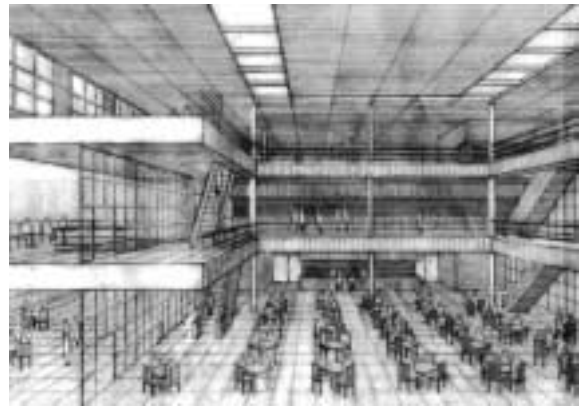
(2) 新福利厚生施設（仮称駒場コミュニケーション・プラザ）

新福利厚生施設の概算要求はこれからであり、いままさに新世紀にふさわしい構想を取りまとめなければならない時期にさしかかっている。駒場キャンパスにおいてこれほど大きな面積が、新たな建設用地として提供されるのは、おそらくこれが最後のことであろうから、それこそ百年の計を過つことがあってはならない。

前にも触れたが、駒場キャンパスのマスタープランに従った新旧学生会館、食堂、購買部の移設と、スポーツ活動施設（スポーツスクエア）、ミュージアム・多目的大ホールの新設が当初のCCCL計画に含まれていた。し

かし、それらをただ次々に羅列させたのでは、せっかくのスペースを無駄に埋め尽くすことになるだろう。

「コミュニケーション」と「共生」にかなうダイナミックな空間をどのようにすれば現出できるか、そしてその中に上に述べたような機能をどこまで配置できるか、この課題の解決に英知を結集すべきではないかと我々は考える。その一つの提案が仮称駒場コミュニケーション・プラザであり、駒場キャンパス東部地区に新たな潤いある空間を作り出す要となる建物である。ただし具体的な施設の内容については、学部構成員の意見聴取前の段階では詳述できない。今後検討を重ね、できるだけ早い機会に全学に向けた報告をしたいと考えている。



アトリウム（カフェ・ラウンジ）内部イメージ図
（3層分吹き抜け）

駒場寮廃寮の経緯【年表】

- 昭和54年（1979年）
三鷹寮敷地の非効率利用を会計検査院が指摘
- 昭和63年（1988年）
三鷹寮敷地不効率利用国有地の指定
- 平成3年（1991年）
3月 三鷹国際学生宿舎概算要求頭出し
8月 三鷹国際学生宿舎予算化の可能性急浮上
10. 9 教養学部臨時教授会が三鷹国際学生宿舎構想の基本方針を承認
三鷹国際学生宿舎特別委員会（委員長永野三郎教授）設置
10. 15 東京大学評議会で教養学部の基本方針を承認
10. 16 特別委員会が学生自治会、駒場寮自治会、三鷹寮自治会に基本方針を説明
10. 24 公開説明会開催：計画の全容を全学生に説明
12. 6 学部が新宿舎計画の是非を問うアンケート調査を実施
- 平成4年（1992年）
1. 13 アンケート集計結果を公表、計画の推進を宣言
2. 24 駒場寮内で特別委員会と駒場寮生が交渉
5. 21 駒場寮総代会：駒場寮の一方的な廃寮に反対するとの条件つきながら三鷹国際学生宿舎建設の推進を決議
6. 10 特別委員会と学友会、新サークル棟計画について交渉
6. 11 学生自治会代議員大会：駒場寮の一方的な廃寮に反対するとの条件つきながら三鷹国際学生宿舎建設の推進を決議
7. 10 新サークル棟の公開説明会開催
10. 8 三鷹国際学生宿舎第1期工事（A・B棟）着工
- 平成5年（1993年）
5. 26 三鷹国際学生宿舎第1期工事竣工（175室）
6. 1 三鷹国際学生宿舎入居開始（三鷹寮を廃寮）
6. 30 公開説明会開催
・駒場寮跡地の再開発計画としてCCCL（Center for Creative Campus Life）構想を発表
・駒場寮入寮停止と廃寮のタイムスケジュールを提示
8. 11 三鷹国際学生宿舎第2期工事（C・D・共用棟）着工
11. 1 駒場寮の入寮募集停止・廃寮時期を予告
11. 2 駒場寮委員会「廃寮撤回を求める要求書」を教養学部長あてに提出
11. 11 学生自治会代議員大会：廃寮反対ストライキ提起（批准投票：賛成3,508 反対927）
11. 19 駒場寮廃寮反対ストライキ
11. 23 駒場寮委員会が「駒場寮存続を考える」加藤登紀子コンサート開催
- 平成6年（1994年）
1. 20 三鷹寮（旧北寮）取り壊し開始
3. 23 三鷹国際学生宿舎第3期工事（E・F棟）着工
4. 1 三鷹国際学生宿舎C棟（135室）に入居開始
4. 16 駒場寮で33時間連続停電事件発生
4. 17 停電問題に関して84年合意書浮上
5. 31 特別委員会が各学生自治団体に「CCCL計画」を説明
7. 25 駒場寮生ら「CCCL駒場」の撤回を求め学部長室に抗議行動
8. 31 三鷹国際学生宿舎共用棟（多目的ホール）竣工
9. 1 駒場寮生が学部長室前に座り込み、入学募集要項について公開質問状を提出
10. 1 三鷹国際学生宿舎D棟（127室）に入居開始
10. 28 駒場寮総代会：「入寮募集停止」通達の如何にかかわらず95年度以降も入寮募集を行うことを決議
11. 3 駒場第二グラウンドにおいて、教職員と三鷹国際学生宿舎生と駒場寮生がソフトボール大会実施
11. 14 学部長から、駒場寮委員会に対し95年度からの「入寮募集停止」を通達
11. 15 学生自治会代議員大会：駒場寮入寮募集停止通達の撤回を求めて、ストライキを行うことを決議
12. 2 ストライキ（批准投票：賛成2,604、反対1,338）学生自治会委員長が入寮募集停止通達に対する抗議文を学部長あて提出
12. 5 学部長と駒場寮生との交渉
- 平成7年（1995年）
1. 17 旧北寮前で「入寮停止通達粉碎」全国集会（約120名参加）
2. 25 駒場寮自治会が入寮募集要項配布
3. 8 特別委員会が駒場寮自治会に入寮募集活動の停止を申し入れ
3. 31 三鷹国際学生宿舎第3期工事（E・F棟）竣工
4. 1 駒場寮入寮停止
三鷹国際学生宿舎E棟（81室）・F棟（87室）に入居開始
駒場国際交流奨学金発足
6. 22 伝統文化活動施設（柏蔭舎）建設説明会
7. 27 学部長から第135期・第136期駒場寮委員長に対し、違法な入寮勧誘に関して説諭
9. 11 特別委員会と学友会との交渉「新サークル棟」から「キャンパスプラザ」（多文化交流施設）へ
9. 21 教養学部教授会、駒場寮の廃寮を決定

- 全寮生あてに通知した「駒場寮廃寮による在寮期間について」が寮生により一部回収される
9. 22 「駒場寮廃寮によるご子息の在寮期間について」を寮生の保護者に郵送
9. 25 全寮生に「駒場寮廃寮による在寮期間について」を再度郵送
10. 1 検見川総合運動場において駒場寮生と教職員のソフトボール大会実施
10. 17 東京大学評議会において、駒場寮の廃寮を決定駒場寮廃寮「告示」及び教養学部の特別措置を伝達・掲示
11. 1 シャワールーム着工
11. 10 学部長と学生自治会・駒場寮自治会との話し合い（第1回）
12. 7 学生投票：キャンパスプラザ白紙撤回（賛成3,095反対922）及び駒場寮存続又は学内新寮建設（賛成2,993反対1,009）の要求が批准される
12. 19 平成7年4月1日以降の入居者に対し、退去勧告文を郵送
12. 22 駒場寮内サークルの移行措置等の説明会を実施
12. 28 退去勧告文を保護者宛に郵送

平成8年（1996年）

1. 10 「新柏蔭舎」着工
1. 18 仮サークル棟（プレハブ）入札説明会会場に寮生等が乱入、入札説明会中止
1. 19 特別委員会が学生自治団体に仮サークル棟（プレハブ）について説明
1. 25 学部長と学生自治会・駒場寮自治会との話し合い（第2回）
教養学部報号外「駒場寮廃寮を目前に」を発行
2. 13 仮サークル棟（プレハブ）着工
駒場寮委員会主導によるプレハブ建設阻止行動始まる
2. 15 特別措置による、95年3月31日以前入寮の駒場寮生の三鷹国際学生宿舎への入居募集開始
2. 16 学部長と駒場寮自治会との話し合い（第3回）
2. 26 駒場寮委員会入寮募集案内配布
学部は、4月1日より駒場寮を廃寮することを受験生に明示
3. 10 駒場寮委員会が96年度入寮募集開始
3. 13 駒場寮の正規入寮生及び保護者に在寮期限通知を再度郵送
3. 21 特別委員会、各学生自治団体にに対し、4月1日以降の駒場寮への立ち入り禁止と電気・ガスの供給停止を予告
3. 26 仮サークル棟（プレハブ）使用開始
4. 1 駒場寮廃寮告示
4. 2 旧駒場寮への立ち入り調査開始
4. 3 駒場寮を含む5箇所で大不審火発生。生協脇プレハブ全焼
教官による、寮生に対する説得活動を開始

4. 5 早朝、旧中寮東側入口で大不審火発生
旧駒場寮残留者に対し、退去命令を行うとともに退去のための緊急宿泊所を用意
4. 8 旧駒場寮への電気・ガスの供給を停止
渡り廊下の解体工事を旧寮生らが妨害
4. 15 学部長と学生自治会・旧駒場寮自治会との話し合い（第4回）
5. 15 特別委員会と学生自治会が共同で年表を作成
5. 20 ティーチン「駒場寮廃寮と駒場キャンパスの再開発」開催
学生自治会が駒場寮存続を求める全学批准投票：賛成50.2%白票数との関係で再投票
5. 21 伝統文化活動施設「柏蔭舎」完成
6. 3 旧寮生らが仮サークル棟及び旧寮食堂から盗電に使用していた電気ドラムを学部が撤去
6. 14 旧寮生ら「廃寮」粉碎全国集会：101号館前で深夜まで抗議行動
駒場寮存続を求める全学批准再投票：賛成49.4%で再々投票
6. 19 キャンパスプラザ説明会開催
6. 20 教養学部教授会において、旧駒場寮の明渡しに関して法的措置を執ることを決定
6. 27 旧駒場寮残留者に対し、警告文を配布・掲示
6. 28 旧駒場寮に残留している者の父兄に退去勧告文を郵送
7. 9 東京大学評議会において、旧駒場寮の明渡しに関して法的措置を執ることが了承される
7. 11 東京大学総長から、東京法務局へ建物明渡し処分の申請
7. 15 キャンパスプラザ説明会
9. 10 東京地方裁判所執行官により、占有移転禁止仮処分
10. 31 占有移転禁止仮処分の執行に対し、「駒場寮自治会」及び債務者とされた20人のうち8人が執行異議申し立て

平成9年（1997年）

1. 14 法的措置撤回及び駒場寮存続を求める「全国集会」が旧北寮前で開かれる
1. 28 東京地方裁判所、占有移転禁止仮処分執行の異議申し立てを却下
2. 4 東京法務局から、東京地方裁判所へ明け渡し断行仮処分申し立て
3. 6 東京地方裁判所にて明け渡し断行仮処分申し立ての相互審尋（第1回）
3. 18 東京地方裁判所にて明け渡し断行仮処分申し立ての相互審尋（第2回）
3. 19 東京法務局から、東京地方裁判所へ旧中寮及び旧北寮建物を仮処分の対象から外す「趣旨変更申立書」を提出
3. 25 東京地方裁判所、旧明寮明け渡し断行仮処分命令

3. 29 東京地方裁判所執行官、旧明寮の明け渡し断行の強制執行（第1回）
4. 2 明け渡し断行の強制執行に対し、債務者駒場寮自治会他2団体と36名が異議申し立て
4. 4 東京法務局から、東京地方裁判所へ旧明寮明け渡し断行仮処分の申し立て（追加申請）
4. 8 東京地方裁判所、旧明寮明け渡し断行仮処分命令
4. 10 東京地方裁判所執行官、旧明寮の明け渡し断行の強制執行（第2回）
4. 11 特別委員会と学生及び債務者と認定された学外者との話し合い：翌日まで断続的に4回もたれる
4. 12 旧明寮渡り廊下取り壊し及び工事用フェンス設置工事開始
4. 21 旧明寮の取り壊し工事開始
6. 7 旧駒場寮委員会が、学部の警告を無視し、学外者のコンサートを旧寮風呂で開催
6. 15 旧駒場寮委員会から、今後旧寮風呂使用は慎重な態度で望むという趣旨の文章が届く
6. 18 旧寮風呂で行われたコンサートについて、学生課長が目黒消防署から嚴重注意を受ける
6. 27 東京大学から、東京法務局へ旧北寮と旧中寮の明け渡しを求める本訴依頼
6. 28 旧寮生らがキャンパスプラザ建設の仮囲い設置工事を妨害し、教官、ガードマン、旧寮生らが負傷
6. 30 旧明寮取壊し工事完了
7. 4 旧寮風呂取壊し完了
7. 10 東京法務局へ占有移転禁止仮処分申し立て
7. 13 101号館に何者かが正面扉のガラスを破って侵入、同時に9号館、情報教育棟（北棟）のガラス、16号館工事現場入口及びキャンパスプラザ工事現場生協側入口のパネルゲートが破られる
7. 16 「駒場寮を支援する会」を名乗る学外者5名が学部長室に押掛け学部長との面会を要求
7. 24 東京法務局から、東京地方裁判所へ占有移転禁止仮処分の申し立て
7. 28 キャンパスプラザ建設工事開始
7. 31 東京地方裁判所、占有移転禁止の仮処分命令
8. 7 東京地方裁判所執行官、占有移転禁止の強制執行
8. 8 債務者駒場寮自治会他2団体と36名、明け渡し断行の強制執行に対しての仮処分異議申し立てを取り下げ
8. 25 旧寮食堂北側部分（通称北ホール）の一部解体工事開始
9. 18 占有移転禁止の仮処分に対し、債務者駒場寮自治会他2団体と26名が異議を申し立て
9. 19 駒場寮自治会の代理人（弁護士）から、教養学部長へ提訴（本訴）を行わないよう求める申し入れ書が郵送される
9. 20 キャンパスプラザ工事現場に旧北寮からテレビと便器洗浄剤容器が投げられる
9. 22 キャンパスプラザ工事現場の作業員に仮囲いの裏側から空き缶が投げつけられる
10. 1 東京法務局から、東京地方裁判所へ旧北寮及び旧中寮の明け渡しを提訴（資料2）
- キャンパスプラザ工事現場に透明な液体が入った酒びんが投げ込まれる。さらに同日夜、作業員をめぐってビール瓶と空き缶が投げられる
10. 4 キャンパスプラザ工事現場に物品投棄を防ぐネットを張る
10. 8 キャンパスプラザ工事現場への物品投棄に関して、目黒署が現場検証。検証後旧寮から再びゴミが投棄される
10. 13 早朝、キャンパスプラザ工事現場に時限爆弾を仕掛けたとの110番が入る。目黒署が点検、異常なし
10. 20 「駒場寮生」を名乗る4名が、6月28日の仮囲い工事の際に暴力行為が行われたとして、教官3名と警備会社に対して損害賠償請求を提訴
11. 28 東京地方裁判所、旧駒場寮自治会等の占有移転禁止仮処分の異議申し立てを却下

平成10年（1998年）

1. 11 中寮裏に駐車中の軽自動車が発火
1. 21 第一研究室棟（旧南寮）解体工事始まる
3. 10 平成10年4月入学試験合格者及び保護者に、「旧駒場学寮へは入れません！」の文書を配布
3. 13 「駒場寮に発破を仕掛けた」との110番通報が入る。目黒署が同寮を捜索したが爆発物は発見されず
4. 23 キャンパスプラザA・B・C棟竣工
5. 27 旧駒場寮生らが旧寮前でカレーライスを販売したことに對し、目黒保健所より指摘を受けたため学部が「警告」文を掲示
6. 6 キャンパスプラザA棟の共用部分利用開始
6. 11 多文化交流施設（キャンパスプラザ）協議会（第1回）開催
6. 13 キャンパスプラザ使用開始
6. 23 仮サークル棟（プレハブ）解体・撤去開始
6. 29 「駒場寮存続を勝ち取るぞ!! 6・29昼休み集会」が旧北寮前で開かれる
6. 30 仮サークル棟（プレハブ）解体・撤去完了
7. 10 キャンパスプラザC棟北側の楽屋天窓ガラスが割られる
8. 8 北ホール委員会が「さよならパーティ」を北ホールで開催
8. 9 北ホール委員会が北ホールから多目的ホールへ引っ越し
8. 10 旧駒場寮委員会が北ホールを封鎖
8. 11 学部が北ホールを封鎖
9. 3 南ホール（旧駒場寮食堂）で放火と思われる火

災が発生、約40平方メートル焼失

南ホール火災の掲示と同建物の封鎖を旧寮生等が阻止

- 9. 5 南ホールへの電源を切断
旧寮生等18人が正門守衛所に押しかけ、南ホールの電気切断の説明ができる者を呼べと迫る
- 9. 6 旧寮生等が、学部長及び評議員の自宅を訪問し、面会を強要するとともに近隣の郵便ボックスに、「東京大学教養学部当局は早急に駒場寮建物の電気を復旧して下さい！放火を利用した当局の圧迫に困窮しています……」のビラを投函
- 9. 7 旧寮生等が101号館施設掛の部屋に押し入り、南ホールの電気切断の個所・方法について説明できる責任者との面会を強要し、翌日に施設掛長が説明をすることを約束させる
- 9. 8 学生委員長から、学生課ロビーに集まった旧寮生等に対し、昨日の「約束」は、監禁状態で威圧的方法により無理強いされたものであり効力がない旨通告
- 10. 12 旧寮生らが、「電気供給等仮処分命令」を東京地方裁判所に申し立て
- 12. 2 旧寮生らの本学部3教官への損害賠償請求事件棄却される
- 12. 24 東京地方裁判所、旧寮生等の「電気供給等仮処分申請」却下

平成11年（1999年）

- 1. 24 旧寮食堂取り壊しに伴う仮囲い設置工事を旧寮生等が妨害
- 1. 25 旧寮食堂取り壊し工事開始
- 2. 10 旧寮生らが、平成10年12月2日に棄却された事件を国家賠償請求事件として東京地方裁判所に提訴
- 2. 14 新図書館建設の為の測量・ボーリング開始
- 2. 18 新図書館建設の為の測量・ボーリング終了
- 3. 26 旧寮食堂取り壊し工事完了
- 7. 26 旧南寮跡地（新図書館建設現場）の埋蔵文化財調査試掘開始
- 8. 13 旧南寮跡地（新図書館建設現場）の埋蔵文化財調査試掘終了

平成12年（2000年）

- 3. 28 東京地方裁判所、建物明渡し請求事件判決（国側全面勝訴）（資料3）
被告、東京高等裁判所へ控訴
- 3. 31 東京地方裁判所、建物明渡し仮執行停止決定
- 6. 16 旧駒場寮生ら旧北寮前で全国集会
- 8. 7 新図書館建設のための埋文調査現場に、スチール椅子、鉄製資材等が投げ込まれる
- 9. 7 新図書館建設に伴う住民説明会開催
- 9. 29 旧南寮跡地に新図書館建設工事着工

平成13年（2001年）

- 4. 9 新図書館建設現場（旧中寮寄り）に試薬（毒物）等が投げ込まれる
- 4. 10 新図書館建設現場（旧中寮寄り）に包丁、金槌等が投げ込まれる
- 5. 31 東京高等裁判所、建物明渡し請求控訴事件について、原判決中占有者に関する判断の一部を除き控訴棄却の判決（資料4）、被告は最高裁判所へ上告提起兼上告受理申し立て
原告人、東京高等裁判所へ強制執行停止申し立て
学外者を含む40～50人の学生らが強制執行の停止を求め学部長室に乱入
- 6. 15 東京高等裁判所、原告人の強制執行停止の申し立てを却下
- 6. 19 旧駒場寮建物立入り調査と説得活動を実施
- 7. 2 旧駒場寮建物立入り調査と説得活動を実施
- 7. 12 学生自治会・旧駒場寮自治会と学部長との話し合い（交渉）（資料5）
- 8. 7 旧駒場寮生ら旧北寮前で全国集会
- 8. 8 東京地方裁判所執行官、旧駒場寮建物明渡し催告及び点検執行
- 8. 15 旧寮生ら旧北寮前のフェンスを破壊
- 8. 16 共産党・社民党及び無所属の代議士が旧駒場寮建物の視察及び評議員らと面談
- 8. 22 東京地方裁判所執行官、旧駒場寮建物明渡し強制執行
- 8. 23 旧寮生ら旧明寮跡地に大小のテントを設置
- 8. 24 旧駒場寮建物の封鎖完了
- 8. 28 目的外動産を駒場キャンパスから六本木地区へ搬送（9月2日完了）
- 8. 28 目的外動産の引渡し開始
- 9. 17 旧駒場寮建物取り壊しに係る石綿除去工事説明会開催
- 9. 18 旧駒場寮建物取り壊し工事開始
- 9. 21 目的外動産の引渡し完了
- 10. 22 学生委員会と旧駒場寮生ら（旧明寮跡地のテント居住者）との話し合い開始
- 12. 21 最高裁判所、旧寮生らの上告を棄却

（以上平成13年末まで）

資 料 編

以下の資料編には、平成8年9月10日に東京地方裁判所によって行われた占有移転禁止仮処分に始まり、平成13年5月31日の東京高等裁判所による判決に至るまでの法的措置を中心にして、関連する資料6編を収めた。特に資料3および4の判決文においては、個人に関わる氏名や文言を伏せている。なお、平成8年春までの主たる資料は、学内広報No.1071に収録されている。

目 次

資料1 「学生の皆さんへ」平成8年度第10号（平成8年10月15日）	p. 15
資料2 「学生の皆さんへ」平成9年度第3号（平成9年10月16日）	p. 16
資料3 東京地方裁判所判決（平成12年3月28日、学内配布用抜粋版）	p. 17
資料4 東京高等裁判所判決（平成13年5月31日、抜粋）	p. 20
資料5 教養学部長の呼び掛け（平成13年7月12日）	p. 21
資料6 明渡し強制執行に関する学部表明（平成13年9月6日）	p. 22

【資料1】「学生の皆さんへ」平成8年度第10号

平成8年10月15日
学生の皆さんへ10
法的措置について
東京大学教養学部

平成8年9月10日、東京地方裁判所の執行官によって、旧駒場寮建物を占拠する学生にたいして「占有移転禁止の仮処分」が執行されました。今回の仮処分は、数年来学部が教職員のあらゆる努力をあげて、話し合いによる解決をめざしてきたにもかかわらず、警告を無視し居座りを続けてきた一部の学生諸君に対する、法的措置の第一段階に当たるものです。教養学部としては、学生との話し合いを最優先としてきた従来の方針からして、このような日を迎えないければならなかったことを残念に思っています。しかし、裁判所による公正中立な判断を仰ぎながら、市民社会のルールを踏まえうえて、旧駒場寮問題の理性的な解決に向けて、今後もねばりよく話し合いを進めてゆきたいと考えています。今回は、この法的措置について以下のような説明をおこないたいと思います。

1. 今回の法的措置とは何か
2. なぜ法的措置はとられたのか
3. 大学の自治と責任について
4. 問題解決への努力を訴える

1. 今回の法的措置とは何か

旧駒場寮建物に関して、今回東京地方裁判所によって執られたのは、「占有移転禁止の仮処分」という措置です。これは、裁判手続きの一つですが、実際に明け渡しを求める裁判を起こす前段階の作業として、明け渡し請求の対象者がだれであるのかを確定するための手続きです。この措置以降、旧駒場寮建物は、執行官の保管下に置かれ、執行官によって債務者として占有を認められた者だけが、次の法的な判断が下るまで、旧駒場寮建物を使用できるこ

とになります。とはいえ従来通り建物管理は教養学部が責任を持つことには変わりはありません。

国立大学が法的手続きをとるときには、法務局をへて国が訴訟をおこすこととなりますから、今回の仮処分は、東京大学の申し立てを受けて、国が申請したということになります。

今回の措置をもとに、大学としては、今後、明け渡しに関する裁判所の判断を求めることとなります。

2. なぜ法的措置はとられたのか

それでは、なぜこのような法的措置をとらざるをえない事態に至ったのでしょうか。

すでに皆さんにも何度も説明を繰り返しましたように、学部は、旧駒場寮建物を占拠する学生に対しても、話し合いを最優先とし、学部長や三鷹国際学生宿舎特別委員会との話し合いを、数え切れないほどおこなってきました。また、教官は教育と研究のための貴重な時間をさいて、のべ4000人以上が参加して当事者としての直接的な説得による解決をめざしてきました。職員も、数千時間にわたる膨大な就業時間を割いて問題解決への協力をおこなってきました。ところが、このような努力にもかかわらず、旧駒場寮建物を占拠する学生たちは、明け渡しに依らずどころか、入寮勧誘を続けるなど、違法な行為を繰り返し、学部の説得に耳を傾けようとしなかったのです。かれらは、表面的には「話し合いによる解決」を主張しながら、三鷹国際学生宿舎特別委員会との話し合いの席上においては、じっさいには、建設的な協議に入ることを忌避し、問題の解決を先延ばしにするという態度に終始してきたのです。

「キャンパス・プラザ」の建設を目前にひかえたいま、学生諸君の福利・厚生施設の実現にこれ以上の支障が出ることは、どうしても避けなければなりません。そこで、学部としては、事態の打開のために、裁判所に第三者としての公正中立な判断を求めざるをえない状況へとたち至ったのです。

3. 大学の自治と責任について

今回の措置を、大学の自治の侵害である、と非難する声があります。しかし、「大学の自治」の名において、市民社会のルールに照らして違法でしかない事態を大学が放置し続けることを求めるのは誤りです。教養学部が、教育と研究の自由の拠り所として、大学の自治を根幹とすることは、従来も現在も変わりはありません。しかし、大学の自治は、市民社会に対する明確な責任に裏打ちされたものでなければならないはずで、とくに、国立大学の予算の執行や建物管理に関しては、国民に対して明確な責任があることを、たえず念頭におかなければなりません。大学の構成員として、社会に対する責任を共有すること、市民社会のルールを自覚したうえで、教育と研究の自律的な営為に参加することこそ、大学の自治の原点はあるのです。大学は、決して社会に閉ざされた論理のまかりとおる場であってはなりません。

駒場学寮の廃寮は、旧三鷹寮とともに宿舎機能を統合して三鷹に国際学生宿舎を建設するという、東京大学が国民に対して公にした意思を実現する上で、避けて通ることのできないプロセスでした。そして、現にすでに、三鷹国際学生宿舎という福利・厚生施設の実現により、東京大学の多くの学生がその恩恵を受けている以上、その約束を反古にすることは国民に対する背信行為となってしまうのです。

学生の皆さんには、「学生の自治」の根拠が「大学の自治」にあること、そして、「大学の自治」が社会に対する責任を免れたものではないことを真剣に考えてもらいたいです。「学生の自治」は、学生の自治団体が決めたことを、大学当局に認めさせるということによって成り立つものではないのです。市民社会の論理を踏まえてこそ「大学の自治」は真に実効的なものとなるのであり、「学生の自治」は、社会に対する大学の責任を共有することによって、初めて「大学の自治」を真に構成する力になりうるのです。

4. 問題解決への努力を訴える

駒場学寮の廃寮はすでに覆すことのできない決定済みのことです。そして、旧駒場寮建物の速やかな明け渡しを求めることは、駒場キャンパスの将来計画の推進のために、是が非でも進めてゆかなければならないことがらです。旧駒場寮の明け渡し問題が法的措置という新しい段階を迎えたいま、学部としてはあらためて市民社会のルールに照らしつつ、問題の理性的解決を求めていくつもりです。学部は、学生自治諸団体との話し合いはもちろん、居座りを続ける学生とも話し合いを継続してゆく意志もっています。

学部は、これからのキャンパス計画の実現に際して、学生諸君に積極的な役割を演じてほしいと思っ

ています。また、学部と学生との間の風通しのよい情報交換のシステムづくりなどについても、将来に向けて建設的な対話を発展させてゆくことを願っています。

【資料2】「学生の皆さんへ」平成9年度第3号

平成9年10月16日

学生の皆さんへ(3)

「駒場キャンパスの再開発」計画の進行について

東京大学教養学部

1. 「駒場キャンパスの再開発」計画の前進

教養学部では、現在の不十分な教育・研究環境を改善し、福利厚生施設をも整備充実させるために、新しい駒場キャンパス構想を推進してきました。平成4年度から三鷹に大規模な「三鷹国際学生宿舎」の建設を開始し、旧三鷹学寮および旧駒場学寮の寄宿舎機能を三鷹に統合するとともに、旧駒場学寮の跡地には福利厚生ゾーンとしての再開発が計画されました。今春には、旧駒場学寮の旧明寮建物の明け渡しと取り壊しが実現し、駒場キャンパス全体（スポーツグラウンドを除く）の四分の一にも相当する旧駒場学寮の跡地再開発計画が、実現に向けて大きく動き始めました。

現在、旧明寮の跡地では来年春の完成をめざして「キャンパス・プラザ」の建設が進んでいます。これは、すでに完成したシャワー棟と柏蔭舎につづくCCCL計画の重要な建物です。「キャンパス・プラザ」には、サークル活動のために必要な部室や音楽の防音練習室、クラス活動にも使える自由なスペースなどが組み込まれており、キャンパスライフの新しい拠点となることが期待されています。教養学部のインターネット上のホームページ (<http://www.c.u-tokyo.ac.jp/CPLAZA>) には、その「完成予想図」が紹介されています。本年度はキャンパス・プラザA棟、B棟合わせて2450平方メートルおよびC棟（多目的ホール）400平方メートルが建設されます。

またこの建物は、計画段階から関連する活動を行う学生諸団体と教養学部建設委員会のキャンパス・プラザ小委員会との間で話し合いが持たれ、学生の意見を取り入れて設計が行われました。なかでも多目的ホールは、講演や演劇・演奏などに使えるよう、当初から「駒場小劇場」で活動するサークルの意見を取り入れて設計されたものです。その運営に関しても、現在学生委員会と学生の諸団体との間で協議がもたれ、いまその運用のルールづくりの作業が進められています。「キャンパス・プラザ」は、設計から運営に至るまで、大学人の協調に基づく共同作業が行われ、学生と教職員とが協調してキャンパス

文化を創造していく、一つのモデルケースとなるべきものなのです。

2. 残された問題を皆の力で解決しよう

10月1日、旧駒場学寮内に居座り続ける学生や学外者に対して、国は明け渡しを求める裁判を提訴しました。大学の建物は、国が管理を大学に委託するもので、旧駒場学寮の建物も、国有財産法に則って管理されるべきものです。東京地方裁判所による旧明寮明け渡し仮処分決定でも、旧寮生に占有権原はないと明示されています。

もちろん学部は、いきなり寮を壊すと言ってきた訳ではありません。平成3年以来、三鷹国際学生宿舎特別委員会や学部交渉・学部長交渉を通して、学生の理解を得るべく各学生団体と何百回もの話し合いをしてきました。三鷹宿舎の建設に際しても、入寮規準や建物の設計などについて、旧三鷹寮自治会の意見を大幅に取り入れました。旧駒場学寮の廃寮も、三鷹宿舎の収容人数が旧三鷹学寮と旧駒場学寮の収容人数に達した時点でを行い、旧駒場学寮生に対しては、優先的に三鷹宿舎への入居を認めてきました。また、教官の拠出金による駒場国際交流奨学金を設け、経済的に困難な学生に対する補助も行っています。さらに、旧駒場学寮が果たしてきたサークルや人的交流・文化的創造の場としての役割を一層発展させるべく、多目的ホールを含むキャンパス・プラザの建設に着手したのです。

しかし、旧駒場学寮に居座り続ける者たちは、大学の再三の警告を無視して、廃寮後も「入寮募集」を続け、本学学生はおろか、本学とは全く関係のない学外者を入居させ、「寮費」と称して部屋代を取ったり、旧寮建物に説得に入る教官達を阻止し続けたのです。今年8月7日に行われた占有移転禁止仮処分の執行調書によれば、旧駒場学寮に居座る「学外者」の数は、現在の居住者全体の半数近くに及んでいます。

また暴力事件も後を絶たず、旧明寮明け渡しの強制執行の際には、教官にコーヒーを浴びせかけたり、暴力で執行の妨害を行ったりしています。特に6月28日には、学外者を含む多数の者が、東京地裁から明け渡し命令の出た旧北寮の庇と東側渡り廊下部分の屋根に登り、教官や警備員の顔に向けて消火器を噴射し、放水や投石を繰り返しました。これは、抗議行動の程度を越えた危険な暴力行為であり、教官や警備員の中から多くの負傷者を出すに到りました。現在でも、大量の生活ゴミや冷蔵庫、テレビ、消火器、蛍光灯、ビン・カンなどが、旧北寮の屋上や2・3階からキャンパス・プラザの工事現場内に投げ込まれています。時には働いている作業員に向けて投げ捨てるといった悪質な行為が続いているのです。

学生自治に名を借りて市民社会のルールを破り、

明白な犯罪行為をやめようとしなない一部の者達によって、大学の自治が危機に直面しています。このような事情のもとで学部は、苦汁の選択として裁判に踏みきらざるを得ませんでした。しかしながら、学部は話し合いによる問題解決の道を放棄したわけではありません。これからも、裁判と平行して、旧駒場学寮に居座り続ける者達はもちろん、学生自治会や他の学生諸団体とも、三鷹国際学生宿舎特別委員会を通して、粘り強く話し合いを続け、話し合いによる解決を図って行きます。学生の皆さんも、不法に居座り続ける者達からの「入寮募集」や「クラスルームへの勧誘」、「駒場祭準備に開放」などといった勧誘には、決して応じないようにして下さい。

旧寮建物は、昨年3月末の廃寮によって用途廃止となり、入居はおろか、立ち入りも禁止されています。裁判に入っている現在、旧寮建物に立ち入ったり、それを使用したりすれば、法的不利益を被ることもあり得ます。

今こそ現実と将来を冷静に見つめ、大学としてあるべき本来の自治を共に構築して行こうではありませんか！

【資料3】東京地方裁判所判決（学内配布用抜粋版） 教職員各位

旧駒場寮建物明渡請求に対して、平成12年3月28日に東京地裁において判決が下されました。裁判における原告、被告の争点は、以下の4点でした。

- 1 本件訴訟は法律上の争訟性を有するか。
- 2 被告らは本件各仮処分執行時に本件建物を占有していたか。
- 3 被告らは本件建物の占有権原があるか。
- 4 原告の本訴請求は権利の濫用に当たり許されないか。

これらの争点に対して下された裁判所の判断を、判決から抜粋し、資料としてお配り致します。

平成12年4月4日
教養学部長 浅野攝郎

————— 〈判決資料抜粋〉 —————
平成一二年三月二八日判決言渡 〈略〉
平成九年（ワ）第二〇六九一号建物明渡請求事件
（平成一二年三月三日口頭弁論終結）

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり〈略〉

主 文

- 一 被告らは原告に対し、別紙物件目録記載一及び同日録記載二の各建物を明け渡せ。
 - 二 訴訟費用は被告らの負担とする。
 - 三 この判決は仮に執行することができる。
- 事実及び理由

第一 請求

主文同旨

第二 事案の概要〈略〉

第三 争点に対する判断

一 本件訴訟は法律上の争訟に当たるか（本案前の主張に対する判断）

- 1 本件訴訟は、原告が本件建物の所有権に基づいて本件建物を占有する被告らに対してその明渡しを求めるものであり、廃寮となった本件建物を被告らがなお寄宿寮として使用することができるかという私法上の当事者間の具体的権利義務の存否に係る紛争であるから、東京大学内の内部的な問題にとどまらず一般市民法秩序と直接の関係を有することは明らかである。したがって、右紛争は司法審査の対象となり、法律上の争訟に当たることが明らかというべきである（最高裁昭和五二年三月一五日判決・民集三一巻二号二三四頁参照）。
- 2 なお、被告らは、本件訴訟の審理に当たっては大学の自治的規範の効力について判断することが必要であり、裁判所がこれを判断することは協定上明文化された学生の大学自治への参加権を蹂躪することになるし、ひいては大学の自治を侵害することになるので、右の判断に及ぶことは許されないと主張する。しかしながら、本件訴訟において右の点が判断の過程で触れられることがあるとしても、大学の自治は憲法上の学問の自由に含まれる制度的な保障であると解されているとおり、法的な概念であり、裁判所は司法権を付与された国家機関として、法律上の争訟の審判に際し大学の自治の内容について判断できないとするいわれはないのであって、本件において大学の自治的規範が存在するか否か、仮に存在するとして、その自治的規範が原告の請求権の当否を判断する上でいかなる関係を有するかについて裁判所が判断すること自体は、いささかも大学の自治を侵害するものということとはできない。

したがって、被告らの右主張は理由がなく、採用の限りではない。

二 被告らの本件建物の占有

- 1 被告らのうち、被告駒場寮自治会が本件建物を占有していることは当事者間に争いがない。
- 2 証拠（甲三ないし五、八ないし一二、一四）及び弁論の全趣旨によれば、被告駒場寮自治会を含めた本訴被告ら全員は、前提事実4（三）及び（五）のとおり、いずれも東京地方裁判所により発せられた二つの占有移転禁止の仮処分決定のうちいずれかの名宛人とされていたこと、平成八年（ヨ）第四三〇二号事件の仮処分決定が執行された当時、被告〇〇〇〇ら二〇名が本件建物を占有していたこと、平成九年（ヨ）第四二一二号事件の仮処分決定の執行がされた当時、被告駒場寮自治会ら二六名が本件建物を占有していたこと等の事実を認めることができる。

これに対し、被告らは、被告駒場寮自治会以外の被告らは特定の一室のみを居室として使用しているにす

ぎず、本件建物全体を占有しているのではないと主張するが、前提事実にもとおり、教養学部が駒場寮を廃寮とした平成八年四月一日以降も、被告らは、被告駒場寮自治会又はその執行機関である駒場寮委員会の指導の下に、共同して、駒場寮の廃寮に反対して本件建物の明渡しを拒み、東京大学側による本件建物の占有状況の調査を有形力を行使して拒んだこと、駒場寮への新規入寮者の募集を継続して行い、入寮の可否を決定し、入寮以外の用途においても東京大学の学生や学外者に対して駒場寮の使用を呼びかけていること、他にも駒場寮の渡り廊下の取壊作業を妨害したり、電気を違法に供給したりしていたこと等の事実が認められるのであり、これらの事実を照らすと、被告らの本件建物の占有の態様は、被告らが共同して本件建物全体を占拠して、共同占有しているとするのが相当というべきであり、被告らの右主張を採用することはできない。

被告らは、右占有認定が誤りであり、被告らのうち個別に前記占有移転禁止の仮処分の執行時に本件建物を占有していなかった者がいると主張するが、前記執行官による占有の認定が誤りであることを具体的に裏付けるに足る証拠はなく、被告らの右主張を採用することはできない。

- 3 さらに、たとえ被告らのうちの一部が右二つの仮処分決定の執行後に本件建物の占有を喪失した事実があるとしても、右被告らは右各仮処分の債権者である原告に対しその占有喪失を主張することは許されないものというべきであるから、原告は占有を喪失した被告らを含む被告らすべてを相手方として、本件建物の明渡しを請求することができると解するのが相当である（最高裁昭和四六年一月二一日判決・民集二五巻一号二五頁参照）。

三 被告駒場寮自治会への駒場寮の管理権限の委譲について

- 1 被告らは、駒場寮の管理権限が東京大学から被告駒場寮自治会に委譲されている以上、駒場寮の存続にかかわる事項について東京大学の決定権は法的に制限されていると主張するが、駒場寮の管理権限が被告駒場寮自治会に委譲されたものとは認めることができないから、被告らの右主張を採用することはできない。
- 2 被告らは、東京大学が被告駒場寮自治会に対して、駒場寮の入寮選考権、寮内の部屋割りの決定権、退寮処分決定権等の広範な自治権を認めてきたとしてこれを根拠に、東京大学が被告駒場寮自治会に駒場寮の管理権限を委譲し、右権限に基づいて被告らが本件建物を占有していることを主張する。

確かに、前提事実2（二）及び（三）のとおり、東京大学においては、東京大学と学生らとの間で、教授会のみならず学生・院生・職員も大学の自治を構成しているということが明文をもって確認されていること、駒場寮の管理についても、被告駒場寮自治会が入寮選考、部屋割り及び退寮処置等を行っていたものであり、

被告駒場寮自治会の行う右の寮管理の実際に東京大学や教養学部が干渉することはなかったこと、教養学部第八委員会は寮自治の慣行を尊重し、寮生活に重大なかわりを持つ問題について大学の公的な意思表示があるときには、寮生の意見を十分に把握・検討して、事前に大学の諸機関に反映させるよう努力する旨確認していることなど、駒場寮の管理の自治について一定の慣行のあったことが認められる。

しかし、これらの事実をもって、直ちに東京大学が被告駒場寮自治会に対して本件建物の管理権限を委譲したものと評価することはできない。

すなわち、前提事実2(一)のとおり、本件建物は国有財産であり、廃寮とされるまでは行政財産であって、学長が国有財産法九条一項及び文部省所管国有財産取扱規程四条、五条に基づいて管理していたものであり、学長は、右管理権を行使するに当たり、右規程六条及び東京大学所属国有財産取扱規程四条に基づき、教養学部長を補助執行者に指定し、右管理に当たって本件建物を学寮として使用してきたものである。右のような学長が有する本件建物の管理権限は法律による委任に基づくものであるところ、法律による行政の法理によれば、右委任された権限を新たに第三者に委任するためには、法律上の根拠が必要であるというべきである。本件において、東京大学が被告駒場寮自治会に対して本件建物の管理権限を委譲する旨の法律は存在しないのであるから、学長が被告駒場寮自治会に対して本件建物の管理権限を委譲することは法律上できないものといわなければならない。前記のような駒場寮の管理に関する一定の慣行が存在するとしても、右慣行は、その内容に照らしてみても、学長が有する行政財産(本件建物)の存廃についての決定権を制限するようなものではないし、その性質上も、東京大学側が学生の自律を尊重して、被告駒場寮自治会に対し本件建物の管理等について一定の事務をゆだねるとともに、寮生活に重大なかわりを持つ問題については寮生の意思を反映させるように努めるといふ事実上の措置にとどまるものであり、それが法的な効力を有するものとは認められないから、右慣行が存在することにより直ちに学長が被告駒場寮自治会に対して本件建物の管理権限を委譲したとか、その管理権限に対する制限を容認したとかいうことはできない。

3 なお、被告らは、法令の根拠がない場合であっても、大学の自治を根拠として管理権限の委譲が認められるものであり、また国有財産法をもって被告らに占有権原がないということとはできないと主張するので検討を加えておく。

確かに、大学は、学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設であり、法律に格別の規定がない場合でも、その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し、これによって在学する学生を規律する包括的権能を有するものと解することができる(最高裁昭和四九年七月一九日・民集二八卷

五号七九〇頁参照)。

しかし、大学の自治を根拠に考察してみても、およそ大学について、法律に明文の規定がある事項について、これと抵触する事項を学則等により自在に制定する権限があるということとはできない。すなわち、大学の自治の中には大学の施設管理の自治も含まれ、これが憲法二三条によって保障されているとしても、大学の自治は大学に無制限、無限定な権能を認めるものではなく、法律の範囲内で、大学にその設置目的を達成するために必要な一定の権能を認めるにすぎないのであって、その法律が大学の自治の本質を侵害する場合に法律が違憲となる余地があるというにすぎない。

国有財産法が憲法に違反するものではないことも明らかというべきところ、既に判示したとおり、国有財産法及び法律による行政の原理によれば被告らに本件建物の管理権限を認めることはできないのであるから、大学の自治を根拠としても被告らに本件建物の管理権限を付与することはできないものというべきである。

したがって、大学の自治を根拠とする被告らの右主張を採用することはできない。

4 慣習に基づく占有権原の存在について

被告らは、駒場寮の管理について、被告駒場寮自治会が独自の管理権限を有するという慣習が存在していたとして、法例二条及び民法九二条を根拠として、被告らに占有権原があると主張する。

しかし、法例二条は、公序良俗に反しない慣習のうち、法令の規定によって認めたもの及び法令に規定のない事項に関するものに限り法律と同じ効力を認めた規定であるところ、本件においては、本件建物の管理について法令に規定が存在するのであるから、法例二条が適用される余地はない。

また、民法九二条は、法令中の公の秩序に関しない規程について異なった慣習が存在し、法律行為の当事者が慣習による意思を有する場合に、その慣習に従うことを規定したものであるところ、被告らの主張する慣習は強行規定である国有財産法一八条の規定に抵触するものであるから、民法九二条が適用されることはない。

したがって、前記のような駒場寮の管理についての一定の慣行の存在をもって被告らに本件建物の占有権原があるということとはできず、被告らの右主張を採用することはできない。

5 また、被告らは、東京大学との間で本件建物について賃貸借類似の契約を締結したと主張する。

しかし、本件全証拠によっても、右のような契約が締結されたことを認めることはできない。

そもそも、本件廃寮決定までは本件建物は行政財産であったところ、国有財産法一八条によれば、本件建物のような行政財産について、被告らがおよそ私法上の占有権原を有することはないものというべきである。この点、被告らは私権の設定は国有財産法の規定に抵触しないと、昭和三九年の改正前の国有財産法によ

れば行政財産についても私法上の占有権原の設定が認められていたなどと主張するが、同法によれば行政財産について私権を設定することができないことは明らかであり、これは同法の改正前においても同じであるというべきである。

したがって、被告らの右主張を採用することはできない。

6 以上のとおり、駒場寮の管理権限が被告駒場寮自治会に委譲されたとする被告らの主張も理由がない。

四 本件廃寮決定の効果

前記前提事実のとおり、学長は、国有財産法その他の法令に基づき行政財産である本件建物を管理する権限を有し、これを教養学部の学寮として使用することとしてきたが、平成七年一〇月一七日、教養学部教授会の発議に基づく東京大学評議会の審議、承認により、平成八年三月三十一日をもって駒場寮を廃止する旨の決定（本件廃寮決定）をし、これを告示したものであり、右決定により、それまでに本件建物を寮として適法に占有又は使用することが許されていた学生等についても、同年四月一日以降に右建物を占有し得る法律上の根拠が失われたものである（なお、本件廃寮決定の内容に不服を有する当事者は、右決定が学長の行政処分であると解されることからしても、本来、行政不服審査法、行政事件訴訟法に基づき右決定についての不服申立てをすべきであり、その手続を経ることなく、右決定の無効を主張すること自体が法の予定しないところであるというべきである、そして、現時点においては、行政不服審査法上の審査請求の期間、行政事件訴訟法上の出訴期間を徒過しているから、右決定についての不服申立ての手続をすることができないことも明らかである）。

そうすると、被告らが平成八年三月三十一日まで本件建物を適法に占有することが許されていたか否かにかかわらず、被告らは原告に対し、本件建物を明け渡すべき義務を負うものというべきである。

五 権利濫用について

被告らは、本件廃寮決定が権利の濫用であるから無効であると主張するほか、本訴請求も権利濫用であり許されないと主張する。

しかし、既に判示したとおり、学長による本件廃寮決定は法律に基づく適法な処分であること、教養学部は平成六年十一月の時点において本件建物を平成八年三月三十一日をもって廃寮にする方針である旨を学生に対して伝え、その後平成八年二月一五日からは駒場寮の正規の入寮者については三鷹国際学生宿舎に優先的に入寮できるように手続を開始していたものであること、被告らは何ら本件建物の占有権原がないにもかかわらず、本件建物の占有を現在まで継続しているばかりか、平成八年九月に第一回の占有移転禁止の仮処分の執行がされた後にも新たに本件建物の占有者を増やすなどしているのことであり、被告らの占有は法的保護に値するものということとはできないこと等の事情が認められるのであり、本件廃寮決定及び本訴請求はいずれも権利の濫用に当たるとはい

えないというべきである。

なお、前提事実のとおり、駒場寮を廃寮にして本件建物の明渡しを求めることは教養学部の駒場キャンパスの再開発計画の一環として必要であること、教養学部は学寮の代替施設として三鷹国際学生宿舎を建設したこと、教養学部は駒場寮を廃寮とする前に入寮募集を停止するとともに平成八年三月三十一日までに退寮するように駒場寮在寮者に再三にわたって求めたにもかかわらず、被告らは本件建物に残留していたこと等の事実が認められるのであって、この点からも、本件廃寮決定及び本訴請求が権利の濫用に当たると解することはできない。

したがって、被告らの権利濫用に関する主張は理由がない。

六 よって、原告の請求は理由があるので、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第二五部

裁判長裁判官 藤 村 啓
裁判官 高 橋 譲
裁判官 下 田 敦 史

【資料4】東京高等裁判所判決（抜粋）

平成13年5月31日判決言渡

同日判決原本領収

裁判所書記官 須栗 剛

平成12年（ネ）第2310号建物明渡等請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成9年（ワ）第20691号）

平成13年4月19日 口頭弁論終結

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 (1) 原判決中、被控訴人と控訴人〇〇〇〇、同〇〇〇〇及び同〇〇〇〇【注：本人尋問を行った3人】に関する部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の控訴人〇〇〇〇、同〇〇〇〇、同〇〇〇〇に対する各請求をいずれも棄却する。
- 2 その余の控訴人らの本件控訴をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、被控訴人と控訴人〇〇〇〇、同〇〇〇〇〇、同〇〇〇〇〇との間に生じた費用は、第1、第2審とも被控訴人の負担とし、被控訴人とその余の控訴人らとの間に生じた控訴費用は、同控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、第2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

(略)

第3 争点に対する判断

次のとおり、付加、訂正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第三争点に対する判断」欄の一項ないし五

項に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決67頁3行目から69頁5行目までを次のとおり改める。

「証拠(甲8、10)及び弁論の全趣旨によれば、控訴人駒場寮自治会を含めた控訴人ら全員は、前提事実のとおり、いずれも東京地方裁判所により発せられた二つの仮処分決定のうちいずれかの名宛人とされていたことが認められる。

控訴人らは、控訴人駒場寮自治会を除く控訴人ら(ただし、後記2の控訴人らを除く。)は、特定の1室のみを居室として使用しているものであって、本件建物全体を共同占有しているわけではない旨主張する。しかし、本件建物の占有者らは、廃寮が決定した本件建物を占有してその使用を継続しようとするものであり、自己が直接使用する居室だけでなく、他の居室や共用部分を含めた本件建物全体を事実的支配することにより、共同してその明渡しや取り壊しを拒否しなければ、個々の居室についても使用を継続することは不可能な状況にあり、そして、実際に控訴人全日本学生寮自治会連合、同東京都学生寮自治会連合を含めた本件建物の占有者らが共同して本件建物の明渡しを拒絶し、東京大学側による本件建物の占有状況の調査を有形力を行使して拒んだこと、駒場寮への新規入寮者の募集を継続して行い、入寮の可否を決定し、入寮以外の用途においても、東京大学の学生や学外者に対して駒場寮の使用を呼びかけていること、他にも駒場寮の渡り廊下の取り壊し作業を妨害したり、電気を違法に供給したりしていたことは、既に述べたとおりあるから、これまで作業妨害などの行為を現認されていない者を含めて、本件建物占有者ら全員が、本件建物全体を共同占有していることを認めることができる。

2 (略)

3 同71頁最終行に「控訴人らは、学長と控訴人駒場寮自治会との間で駒場寮の事務処理に関する請負契約が成立し、この管理事務委託の合意に基づき駒場寮の管理権限が委譲されたとも主張するが、採用することができない。」を加える。

4 (略)

5 同80頁6行目の次に、改行して、次のとおり加える。
「もっとも、控訴人らは、本件廃寮決定は、実体上及び手続上の要件を欠くものであるところ、東京大学と控訴人駒場寮自治会又は学生との間には、駒場寮に関する大学の権限について、手続的要件を満たさない限りこれを行行使しない旨の権利不行使の合意があったから、被控訴人は控訴人らに対し本件建物の明渡請求権を有しないとも主張するが、学長が、平成7年10月17日、諮問機関である東京大学評議会の決議のほか教養学部教授会の決定を経て、本件廃寮決定をしたことは前述したとおりであって、その過程に実体上、手続上の無効、違法事由があったことを認めるべき証拠はなく、また、控訴人らの主張する権限不行使の合意の成立を認めるに足りる証拠もないから、控訴人らの上記主張は採用することができない。また、控訴人らは、個々の寮生につき本件建物に

関する賃貸借関係が認められる以上、入寮許可取消は不利益処分であり、告知・弁解・防御の機会の保障と不服申立ての教示がされなければならない旨主張するが、駒場寮の寮生らと東京大学との間で、本件建物につき賃貸借契約はもとより賃貸借類似の契約が成立したことも認めることができないことは前示のとおりであるから、この主張も採用することができない。」

6 同82頁6行目の次に、改行して、次のとおり加える。

「控訴人らは、本件廃寮決定は裁量権の濫用に当たり、本件建物明渡請求は不法な意図によるものである旨を述べるほか、争点に関する当事者の主張のとおり、跡地利用計画は現実性を欠き、駒場寮を廃寮にするための手段として策定されたなどと主張するが、いずれも十分な根拠を欠くものであり、他にこの判断を左右するに足りる事情のあることを認めるに足りる証拠はない。」

第4 結論

以上によれば、被控訴人の控訴人〇〇〇〇、同〇〇〇〇、同〇〇〇〇〇〇に対する本訴各請求は理由がないから、原判決中この請求を認容した部分を取り消し、被控訴人の同控訴人らに対する各請求を棄却し、その余の控訴人らの本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、65条、67条1項、2項を適用して、主文のとおり判決する。

なお、駒場寮が廃寮となった平成8年3月31日から5年以上も本件建物の違法占有状態が続いており、その結果駒場キャンパス再開・整備計画の実行も著しく遅滞していることや、前示の本件の諸事情を考えれば、民事訴訟法259条1項の定める仮執行宣言を付する必要があることは明らかであり、原審のこの点の判断も相当として是認することができる。

東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 矢崎 秀一
裁判官 高橋 勝男
裁判官 木下 秀樹

【資料5】教養学部長の呼び掛け

平成13年(2001年)7月12日
旧駒場寮問題に関する呼びかけ
東京大学教養学部 古田 元 夫

教養学部長は、7月12日に行われた学生諸君との話し合いの場において、以下のような見解表明と学生諸君への呼びかけを行いました。

教養学部長は、平成3年(1991年)以来、旧駒場寮の廃寮に関して学部側がとってきた措置は、平成13年(2001年)5月の東京高等裁判所の判決が示すごとく、基本的に瑕疵のない正当なものであったと確信しています。しかし、この学部側の一連の措置が、一部の学生諸君から見て「一方的」と受け止められ、学部教授会の当初の決定から10年近い歳月が経過した今日もなお、学部の方針に関する学生諸君

の十全な理解が得られていない状態が続いています。教養学部長は、このことを非常に残念に思います。

また、教養学部長は、旧駒場寮の廃寮のプロセスを検証することが、今後の学部と学生の信頼関係を構築する上で、積極的な意味をもつと考えます。平成8年（1996年）には、学部側の三鷹国際学生宿舎特別委員会と教養学部学生自治会が共同でこの問題に関する「年表」を作成したことがあります。教養学部長は、このような経験を高く評価し、旧寮建物明渡しの後、廃寮のプロセスを、教官と学生の代表が共同で検証するフォーラムの設置を提案します。

教養学部長は、学生諸君が、東京高等裁判所の判決をふまえ、旧駒場寮建物の使用を平成13年（2001年）7月27日までに自主的に停止し、同建物を明渡すように呼びかけます。旧駒場寮建物に居住している諸君が自主的に退去しなければ、裁判所による明渡しの実行が行われます。

旧駒場寮建物の取り壊し後、教養学部長は、三鷹国際学生宿舎の残り395人分を建設することと、旧駒場寮跡地に充実した福利厚生施設を建設することに、全力をあげて取り組みます。教養学部は、旧駒場寮の寮機能は三鷹国際学生宿舎に統合し、同寮建物が果たしてきた他の機能については、それらに配慮した施設を駒場キャンパス内に設けてきました。すでに建設されているキャンパス・プラザは、そのことを示しています。今後の駒場寮跡地の利用計画に関しても、この学部の姿勢に変更はなく、教養学部長は、クラスが利用できる施設などを含め、学生諸君の要求に耳を傾けて、施設の建設に努力する所存ですので、そのための建設的な意見交換の場に学生諸君が参加するよう提案します。

【資料6】明渡し強制執行に関する学部表明

平成13年9月6日
旧駒場寮建物明渡しの強制執行について
東京大学教養学部

去る8月22日、東京地方裁判所の執行官によって、旧駒場寮建物明渡しの強制執行が行われました。東京大学教養学部は、1996年3月31日をもって駒場寮を廃寮としましたが、その後もこれに反対する学生が旧寮建物の占拠を続けるという異常な事態が5年間以上に及んでいました。この異常事態について終止符がうたれたのです。

伝統ある駒場寮が、強制執行によって幕を閉じたことは、残念ではあります。しかし、大学の中で問題を解決するあらゆる努力が尽くされた上のことですから、裁判という法的プロセスに問題の解決を委ねたことは、大学が治外法権の場でありえない以上、やむをえない道筋であったと、教養学部は考えてい

ます。

今回の強制執行は、旧駒場寮建物を占拠した学生が、大学側の主張どおり建物を明け渡すよう命じた今年5月31日の東京高等裁判所の判決に従わず、8月8日に行われた執行官による明け渡し催告で8月21日までに旧寮建物から退去するよう求められたにもかかわらず、それにも応じなかったために行われたものです。学部は判決後もできるかぎり話し合いの努力を行いました。9回におよぶ予備交渉を重ねた上で7月12日には学部長が出席し、学生自治会・駒場寮自治会との話し合いを行い、寮自治会が「自主退去」の可能性を示唆してからは、評議員を窓口とする特別の話し合いを継続して、強制執行の直前まで、学生諸君の寮からの「自主退去」を促してきました。この努力が実を結ばなかった点は残念ですが、占拠者の退去を執行に委ねるに際して、教養学部は、大学としてなしうる努力を尽くしたと考えています。

8月22日の執行は、幸いにして大きな混乱なく実施され、警察の出動を要請せざるをえないような事態には至りませんでした。当日、執行官が現場に到着して執行の開始を宣言して間もなく、寮自治会に結集する学生およびその支援者の相当部分は寮外に退きました。教養学部は、ここに示された学生諸君の一定の自制が、深刻な事態の発生を回避する一因になったと認識しています。

教養学部の教育研究にとって、学部と学生の信頼関係はきわめて重要な意味をもっています。学部は、21世紀の大学にふさわしい信頼関係の新たな構築にむけ努力を傾ける決意です。旧駒場寮を出た学生諸君には、「テント村」設営などの不法行為に走るのではなく、学生と学部の不信の構造からの脱却を可能にするような理性的な行動を呼びかけるものです。学部は、1000人が住む三鷹国際学生宿舎の完成、駒場キャンパスの福利厚生施設の充実に不退転の決意でのぞみます。学生の皆さんにも、ぜひ新しいキャンパス創成に協力してくれるよう呼びかけたいと思います。

お わ り に

あしかけ11年間にわたって持続した「駒場寮廃寮問題」は、学内外を含めて、この間大きな苦しみをともなうものであった。

それは、単に長期間かかったという時間的な問題だけでなく、日々の内容や展開、対処対応においても極めて密度の濃い苦悩に満ちたものであった。

問題解決の糸口にふれそうになっては、またそれが断ち切られるという場合も少なくなかった。結果として、「10年もかかってしまった」というところであるが、「こうした問題は10年かかるものですよ」という達観めいた意見もきかれる。ともあれ、問題の大きさと、それにからみついたさまざまな複雑性の故に、問題解決には10年の歳月が必要であったということなのであろう。

この間、問題解決や、折々の局面打開にあたって、駒場キャンパスの教職員が費やした時間とエネルギー、および精神的肉体的負担はとても通常のものさしでは計りきれぬほどのものであった。

6代にわたる学部長室を、教授会、パーマネントメンバーによって構成された三鷹国際学生宿舎特別委員会、有志教官による拡大特別委員会（約140名）、学生委員会および事務職員組織が支え、総長室、大学本部事務局の支援のもとに、数理科学研究科と一体となって対処した「駒場寮廃寮問題」は、まさに歴史的なプロジェクトであったといえる。

この間、駒場キャンパスには、旧寮跡地にキャンパスプラザA、B棟、多目的ホール（C棟）が建てられ、学生達の利用が盛んである。周辺にはシャワー棟、柏蔭舎（伝統文化活動施設）が建てられた。現在は、新図書館の建設が進行中である。

今後、三鷹国際学生宿舎の千人規模の計画実現、跡地の再開発計画などの課題は残されているが、21世紀をになうにふさわしい大学のあり方をすすめる上で、駒場キャンパスは、その可能性を拡大したということができよう。

最後に、これまで御苦勞いただいた歴代の学部長、事務部長をはじめ、御協力、御尽力いただいた多くの教職員の方々に深く感謝申し上げるとともに、特に第一線でこの問題に取り組まれた評議員、学部長特別補佐、三鷹国際学生宿舎特別委員会、法律担当の先生方について、お名前をあげてその労をねぎらいたい。また、歴代の学生委員会委員長、委員の先生方、および学生との直接的な対応窓口となり、特別委員会や学生委員会の活動を支えてくれた学生課長、課長補佐をはじめ学生課職員の方々の昼夜を問わず長期間の献身的な御尽力があったことを銘記し、ここに深甚の謝意を表したい。

駒場寮問題担当評議員・学部長特別補佐名簿

川 口 昭 彦（平成3～7年評議員）
 永 野 三 郎（平成7～9年評議員、平成9～13年学部長特別補佐）
 浅 野 攝 郎（平成9～11年評議員）
 浅 島 誠（平成11～13年評議員、平成13～14年学部長特別補佐）
 鈴 木 賢次郎（平成13年～評議員）
 小 林 康 夫（平成13年～評議員）

三鷹国際学生宿舎特別委員会名簿

永 野 三 郎（平成3～7年）委員長
 小 林 寛 道（平成3～14年）平成3～7年副委員長、平成7～14年委員長
 生井澤 寛（平成3～13年）平成7～13年副委員長
 小 寺 彰（平成3～14年）
 刈 間 文 俊（平成3～14年）
 堀 川 穎 二（平成3～5年）副委員長
 池 田 信 雄（平成7～14年）副委員長
 玉 井 哲 雄（平成7～14年）
 下 條 信 輔（平成7～9年）
 大 貫 隆（平成8～14年）
 吉 岡 大二郎（平成8～10年）
 大 越 義 久（平成9～14年）
 下 井 守（平成11～14年）平成13～14年副委員長
 木 村 秀 雄（平成13～14年）
 上 村 慎 治（平成13～14年）
 小 川 桂一郎（平成13～14年）

法律担当

道垣内 弘 人（平成8～14年）
 斎 藤 誠（平成12～14年）

平成14年2月

三鷹国際学生宿舎特別委員会委員長
 小 林 寛 道

この「学内広報」の記事を転載・引用する場合には、事前に広報委員会の了承を得、掲載した刊行物若干部を広報委員会までお送りください。なお、記事についての問い合わせ及び意見の申し入れは、総務課広報室を通じて行ってください。

No. 1230 2002年2月22日

東京大学広報委員会

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学総務課広報室 ☎ (3811) 3393

e-mail kouhou@adm.u-tokyo.ac.jp

ホームページ <http://www.u-tokyo.ac.jp/index-j.html>